

<平成 20 年 1 月 22 日現在>

笠間市地域福祉計画 (案)

みんなで支えあう 福祉のまち かさま



平成 20 年 3 月
笠 間 市

目 次

第1章 地域福祉計画の策定に当たって	1
第1節 策定の背景・趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間	2
第4節 地域福祉の考え方	3
1. 地域を中心とした福祉へ	3
2. 多様な主体の連携と協力	3
第2章 地域福祉に関する動向	4
第1節 国の方針	4
第2節 茨城県の方針	5
第3節 笠間市の動き	6
第4節 笠間市の概況	7
1. 笠間市の地域特性	7
2. 人口・世帯数の推移	8
3. 出生率・出生数の推移	9
4. 高齢化の推移	10
5. 障害者の推移	11
6. 保健医療に関する指標	12
7. その他地域福祉にかかわる指標	13
第3章 計画の基本的な考え方	14
第1節 計画の基本的視点	14
1. 住民参加の視点	14
2. 利用者中心の視点	14
3. サービスの総合化の視点	14
4. 住民、団体、行政の協働の視点	14
第2節 計画の基本理念	15
第3節 計画の基本目標	15
1. 住民参加による地域福祉の推進	16

2.	利用者中心の福祉サービスの提供	16
3.	健康と生きがいづくりの推進	16
4.	地域で支えあう体制の充実	17
5.	安全で住みよいまちづくりの推進	17
6.	人権擁護の推進	17
第4節	計画の体系	18
第4章	基本施策の展開	21
第1節	住民参加による地域福祉の推進	21
1.	広報・広聴と住民参加の促進	22
2.	福祉に関する学習・啓発活動の推進	23
3.	地域福祉の担い手の育成	23
第2節	利用者中心の福祉サービスの提供	25
1.	福祉にかかる相談体制の充実	26
2.	効果的な情報発信・提供	27
3.	福祉サービスの充実	27
4.	サービス利用支援の充実	28
第3節	健康と生きがいづくりの推進	29
1.	保健・医療との連携強化	30
2.	健康づくりの推進	30
3.	就労支援の充実	31
第4節	地域で支えあう体制の充実	32
1.	各種団体への支援の充実	33
2.	コミュニティの基盤づくり	34
3.	地域における交流活動の推進	35
第5節	安全で住みよいまちづくりの推進	36
1.	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	37
2.	防災まちづくりの推進	38
3.	防犯体制の強化	39
第6節	人権擁護の推進	40
1.	人権意識の高揚・啓発	41
2.	人権相談体制の充実	41
3.	虐待防止対策の充実	41
4.	成年後見制度の普及	42
5.	男女共同参画の推進	42

第5章 計画の推進	43
1. 市内推進体制の整備	44
2. 市社会福祉協議会との連携強化	44
3. 団体・事業者との連携推進	44
4. 行政区組織充実のための支援	44
5. 計画の推進	44
資料編	45
1. 笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱	46
2. 笠間市地域福祉計画策定委員会名簿	48
3. 策定経過	49
4. 市町村地域福祉計画策定指針（概要）	50
5. 市政懇談会からの意見要望	52
6. 住民意識調査の結果概要	58

第1章 地域福祉計画の策定に当たって

第1節 策定の背景・趣旨

近年の急速な少子高齢化、家族機能の変化、人々の価値観の多様化という社会情勢の中で、地域の結びつきが希薄化し、身近な住民どうしの交流やコミュニケーション不足などが指摘されています。

このような社会の変化に対応するため、わが国では、平成7年の地方分権推進法、平成12年の地方分権一括法による地方分権改革とともに、社会福祉の基礎構造改革が進められ、福祉分野は原則として、地域住民にもっとも身近な市町村が住民参加のもとにつくり上げるという方向性を明らかにしました。

平成12年に改正された社会福祉法においては、「地域福祉の推進」が基本理念とされ、市町村への地域福祉計画の策定が規定されるとともに、これからの地域福祉は、特定の人に対するサービスとしてではなく、身近な地域社会で人々の生活課題の解決を図るものであることが示されています。

笠間市では、平成18年3月に新市として出発して以来、「住みよいまち、訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る 文化交流都市～」を将来像にまちづくりを進めていますが、今後はとりわけ、地域福祉の推進を具体的な柱として、子どもから高齢者、障害者、住民の誰もが、住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みづくりを推進していく必要があります。

また、そのためには、住民の日常生活における様々な生活課題について、個人の努力（自助）、相互の助け合い（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していくための取り組みが必要です。

本計画は、地域社会を基本とする福祉の仕組みづくりや、これらを支える人づくり、活動拠点となる場の整備など、きめ細やかな地域福祉の体制を整えながら、人々の助け合いの精神を基盤に、共に生きる心豊かな地域社会の実現を目指して策定するものです。



第2節 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、市政運営の基本方針である市総合計画の部門別計画としての性格を有し、市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

また、高齢者、障害者、児童などの福祉に関連する市の他の分野別計画*に基づき施策を推進していく上で、住民の参画を促進するとともに、基本的な方向を示したものです。さらに、市社会福祉協議会*が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、本市における総合的な地域福祉を推進するためのものです。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。ただし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
笠間市地域福祉計画						(第2次笠間市地域福祉計画)				
笠間市総合計画・基本構想										
前期基本計画						後期基本計画				

※他の分野別計画：笠間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、笠間市障害者計画・障害福祉計画の各計画、笠間市次世代育成支援行動計画。

※社会福祉協議会：地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、全国、都道府県、市町村の各段階で組織されている。

第4節 地域福祉の考え方

1. 地域を中心とした福祉へ

これまでの福祉は、高齢者、障害者、児童、失業した人など、対象者ごとに進められ、課題を解決しようとしてきました。

しかし、社会のあり方が変わり、地域のつながりが希薄化するなかで、支援を必要とする一人ひとりのニーズに応え、生活を支えることが困難になってきています。

このような状況を踏まえて、これまで対象者ごとに取り組んできた福祉を、様々な人が住んでいる「地域」という場所を中心に考え、助けや支援を必要としている人たちを、共に助け合いながら支えていこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

2. 多様な主体の連携と協力

近年、ボランティアやNPO*法人などの活動が活発になり、社会福祉の分野は、こうした住民主体の活動がもっとも活発な分野のひとつとなっています。今後、ますます多様化し、複雑化していくことが予想される福祉ニーズを、行政がすべて受け止めることは不可能であり、地域福祉の中心的な機関として活動してきた市社会福祉協議会においても、地域住民の協力なしに活動や事業を展開することは難しい状況にあります。

共に助け合い、支えあう地域づくりを進めていくためには、地域住民、施設、各種団体、行政が、それぞれの力を十分に発揮して、様々な課題解決に向けて、どのような役割分担のもとに連携と協力を進めていくかという点を考えていく必要があります。

本計画は、私たちの生活課題の全体を、個人や家族で行うこと（自助）、地域住民相互の助け合いで進めること（共助）、行政が主となって取り組むこと（公助）の3つの視点から考え、一人ひとりが自立していけるような環境づくりを目指していくものです。

今後は、地域に関わりのあるすべての住民が、地域単位でお互いに支えあいながら生活できる仕組みづくりを進め、住民が相互に信頼し、連携・協力して様々な課題の解決に向かう新しい地域づくりを実現していくことが求められています。

※NPO： Non Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

第2章 地域福祉に関する動向

第1節 国の方針

国では、急速な少子高齢化や家族形態の変化、人々のライフスタイルの変化などの社会環境の変化に対応するため、かつてのように限られた人を保護・救済する措置ではなく、誰もが住みなれた地域で自立し、安心して生活を営むことができる社会づくりを目指して、利用者本位の福祉や地域福祉の推進などを柱とする社会福祉の基礎構造改革が進められています。

平成12年には、社会福祉事業法が社会福祉法に改められ、社会福祉の基本理念の一つとして、「地域福祉の推進」が掲げられました。

社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」が、相互に協力して地域福祉の推進に努めるべきことを示しています。また、福祉サービス提供体制の確保などに関する国及び地方自治体の責務や、地域福祉計画について定めています。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に則し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

第2節 茨城県の方針

茨城県では、社会福祉法第108条の規定に基づく法定計画として、平成16年3月に「茨城県地域福祉支援計画（以下、「県計画」という）」を策定しました。計画期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間となっています。

県計画では、市町村や地域住民などの取り組みを支援するため、Ⅰ 福祉情報の提供、Ⅱ 福祉に係る人材の育成、Ⅲ 地域福祉推進のための基盤整備の3本の柱を掲げ、「すべての人が社会に参画し、互いに助け合い、いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり」を目指しています。

また、上の3本の柱に基づく県計画の施策の基本方向は次のとおりとなっています。

【茨城県地域福祉支援計画：施策展開の基本方向】

Ⅰ 福祉情報の提供

- (1) 他分野にまたがる施策の調整
 - 各種審議会や関係機関連絡協議会等における調査・検討
- (2) 様々な福祉課題や先駆的施策等の情報収集・提供
 - 地域における福祉施策課題発掘のしくみづくり
 - 県レベルでの情報の収集・提供
- (3) 誰もが容易に福祉情報を入手できるしくみづくり
 - 効果的な情報の提供

Ⅱ 福祉に係る人材の育成

- (1) 住民参加の地域福祉活動の促進
 - 地域福祉活動の支援
- (2) 地域福祉推進主体の活性化
 - 各種福祉関係団体の組織の充実・強化
 - 福祉関係者の資質の向上
- (3) 福祉人材の養成と資質の向上
 - 福祉人材の養成・確保
 - 福祉職場への就業促進

Ⅲ 地域福祉推進のための基盤整備

- (1) 利用者本位の多様なサービス提供システムの構築
 - 相談体制の整備
 - サービスの総合的な提供
 - 各種福祉施設の整備促進
- (2) 安心してサービスを利用できるしくみづくり
 - 福祉サービスの評価・点検
 - 苦情解決のしくみの整備と周知
 - 要援護者への使用援助
- (3) 誰にもやさしいまちづくり
 - バリアフリーの推進、外出支援
 - ユニバーサルデザインの推進
 - 災害時の支援

第3節 笠間市の動き

旧笠間市では、第4次笠間市総合計画の中で、「やすらぎのまちをめざして」を重点施策として、福祉・保健に関わる総合拠点の整備や、住民自らが主体となった地域福祉の推進に取り組んできました。

友部町は、「福祉のまち友部」をまちづくりの目標として掲げ、友部町第4次総合計画の中では、住民の参加と協力による地域ケアシステムの確立を目指して、地域福祉推進プロジェクトを推進してきました。

岩間町は、第4次岩間町総合計画で、「健康で思いやりのあるまち」を柱に、社会福祉協議会を中心とした地域福祉体制の充実を図ってきました。

また、旧笠間市と友部町では、それぞれ社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定しており、地域福祉活動は、主に社会福祉協議会が中心となって、高齢者福祉、障害者福祉、児童・母子福祉に係る各事業を推進してきました。

笠間市は、平成18年3月に旧笠間市、友部町、岩間町*の3つの市町が合併し、新市となって以降、新たな総合計画（笠間市総合計画）においては、「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」を健康・福祉分野の基本方針として、3つの具体的目標を掲げています。

【笠間市総合計画：健康・福祉分野の基本方針】

1 基本方針：「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」

支えあう心を大切に、だれもが安心して健やかに暮らせる福祉社会の実現を目指します。

2 3つの具体的目標

(1) 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制づくり

- ① 保健・医療 ② 社会保障

(2) 支えあい、心がかよう福祉環境づくり

- ① 地域福祉 ② 高齢者福祉 ③ 障害者福祉

(3) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

- ① 子ども・子育て支援 ② 少子化対策

※本計画においては、平成18年3月の合併前の3市町は、旧笠間市、友部町、岩間町と表現し、便宜上、合併後の旧市町の区域を、笠間（地区）、友部（地区）、岩間（地区）と表現しています。

第4節 笠間市の概況

1. 笠間市の地域特性

(1) 地理的特性

笠間市は、首都東京から約100km、茨城県のほぼ中央に位置し、県都水戸に隣接する東西約20km、南北約25km、総面積約240km²の市域を有しています。

観光、芸術文化のまちとして発展してきた旧笠間市、交通の要衝であり、医療、福祉が充実した友部町、緑豊かな自然環境のなかに企業誘致が進んだ岩間町が、平成18年3月に合併して成立しました。

また、地勢は、北西部の八溝山系と南西部の丘陵地帯に囲まれた平坦な台地に、笠間、友部、岩間の各市街地や農業地域が形成され、本市の中央には涸沼川が貫流しています。

(2) 住民生活・産業

本市は、県都水戸に隣接する住宅都市としての性格を有するとともに、周辺市町から集客する商業施設や工業団地など雇用の場を有し、また、県立病院や市立病院、県立リハビリテーションセンターなどの医療・福祉施設が立地する生活利便性の高い都市となっています。

また、産業は、農林業をはじめ、各市街地における商業、工業団地に集積する工業、窯業や石材業などの地場産業、笠間稲荷神社や笠間焼を中心とした観光関連産業などが営まれています。

(3) 公共交通

本市は、JR常磐線及びJR水戸線が通り、市内に6つの駅を有する鉄道交通の要衝となっており、これまで両線が交わる友部駅の橋上化事業や水戸線笠間駅のバリアフリー化事業などが進められてきました。また、さらなる利便性の向上に向けて、常磐線岩間駅の周辺整備事業などが進められています。

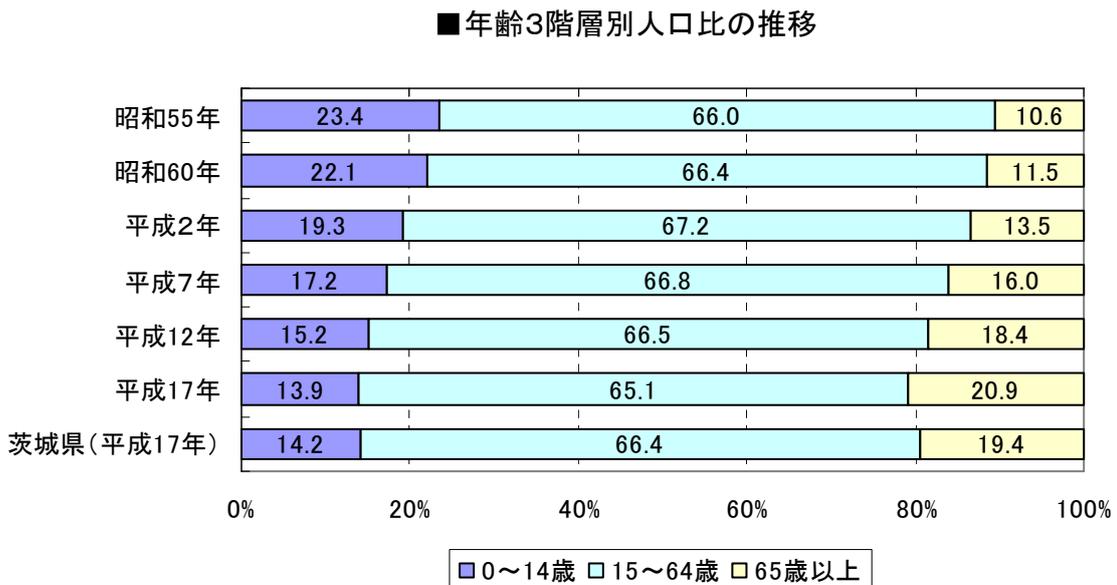
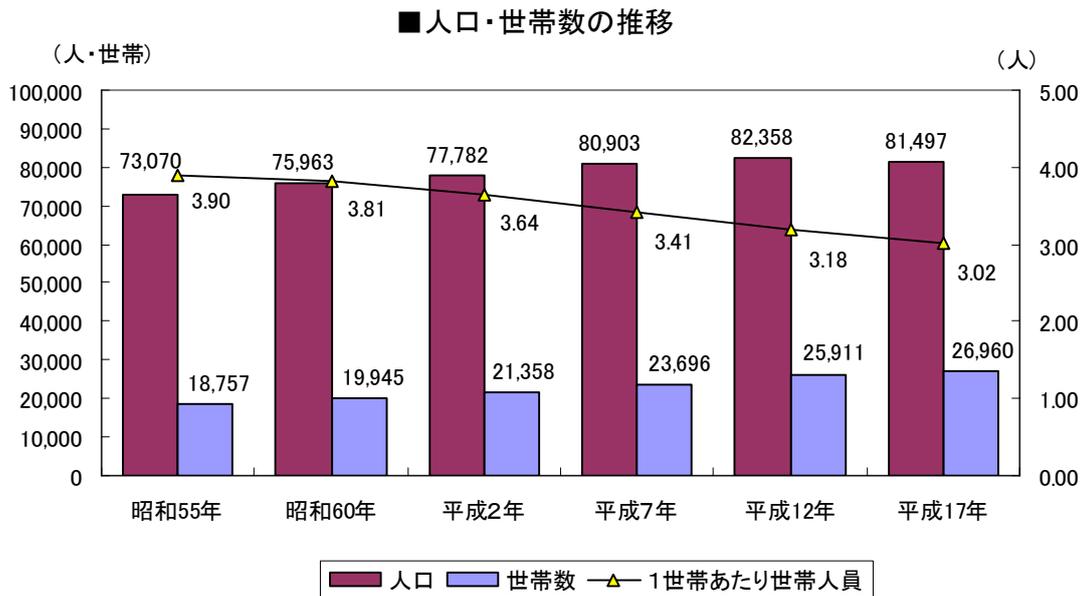
一方、在来の路線バスについては、利用客の減少が続き、路線の維持確保が困難な状況となっており、交通弱者に対応した移動性の向上に向けて、路線バスを補完する仕組みが必要とされています。

2. 人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和55年以降の増加傾向が、平成12年の82,358人をピークに減少に転じ、平成17年の国勢調査で81,497人となっています。

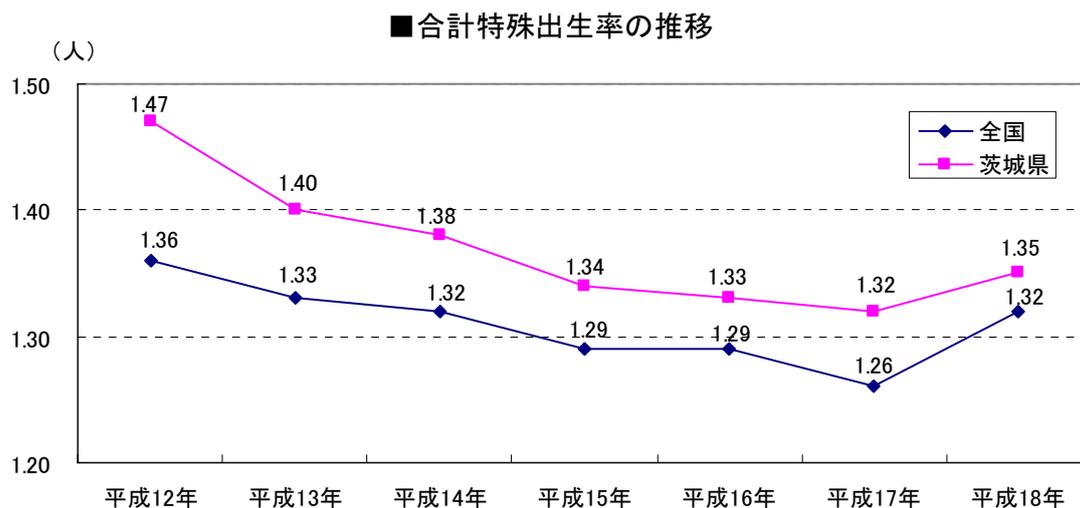
世帯数は平成17年に26,960世帯と年々増加の傾向にある一方で、1世帯あたりの世帯人員は3.02人と減少傾向にあります。

また、年齢別の人口をみると、少子高齢化の傾向が明らかで、平成17年の高齢者人口割合は県平均を上回っています。

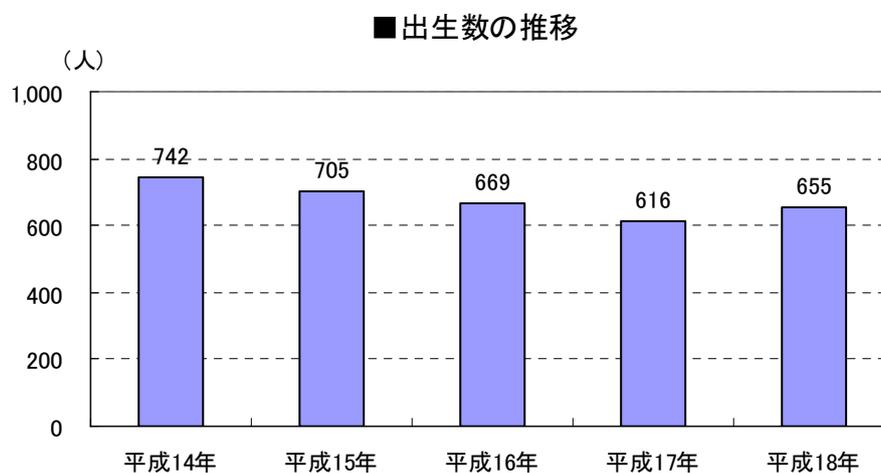


3. 出生率・出生数の推移

茨城県の合計特殊出生率^{*}は、全国平均とともに平成12年以降は年々低下していましたが、平成18年には1.35とやや増加しています。また、本市の出生数についても、平成18年には655人と前年よりやや改善しています。



資料：人口動態統計

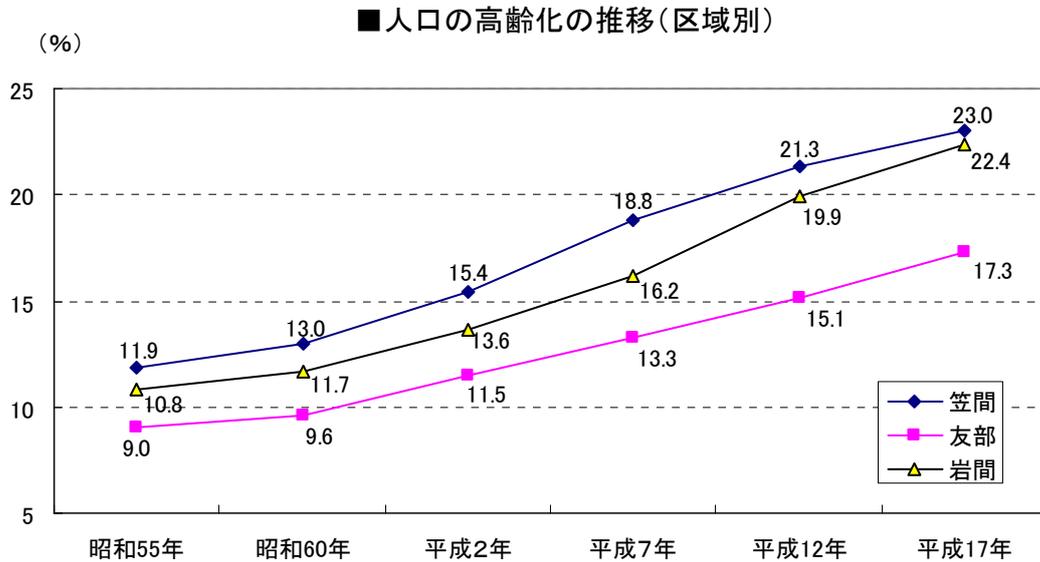


資料：人口動態統計

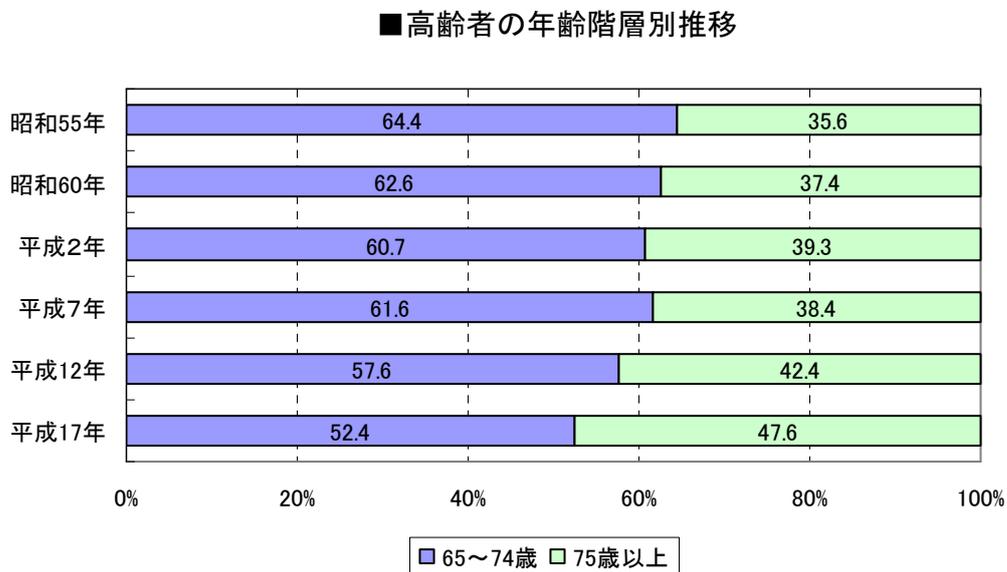
※合計特殊出生率：女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢層ごとの出生率を足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めた数。

4. 高齢化の推移

区域別に見た高齢化の状況は、平成 17 年において笠間、岩間で 20%以上、友部でも 17.3%に達しており、依然として上昇傾向にあります。また、75歳以上の後期高齢者の割合が 47.6%と半数近くに達しています。



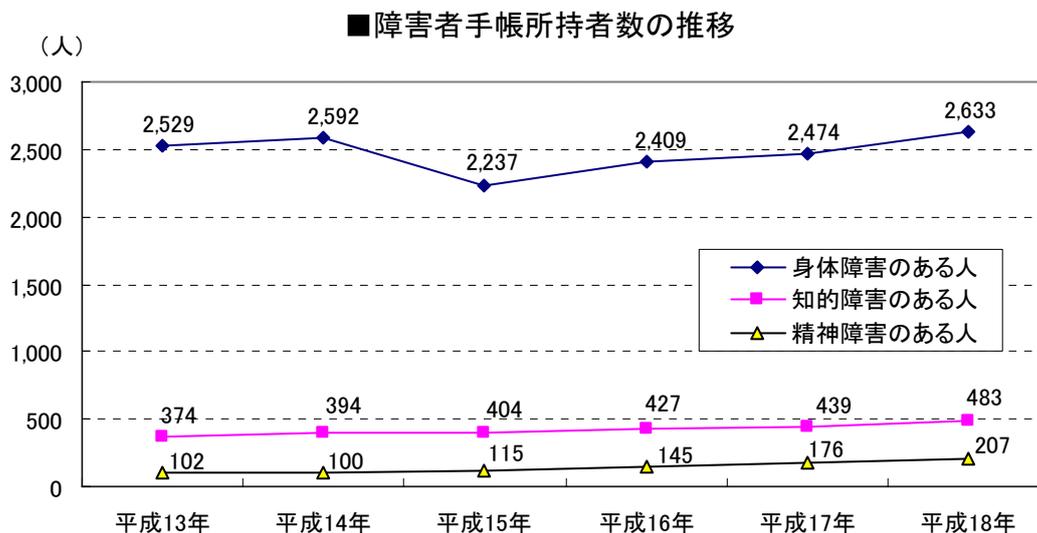
資料：国勢調査、平成 17 年は住民基本台帳及び外国人登録



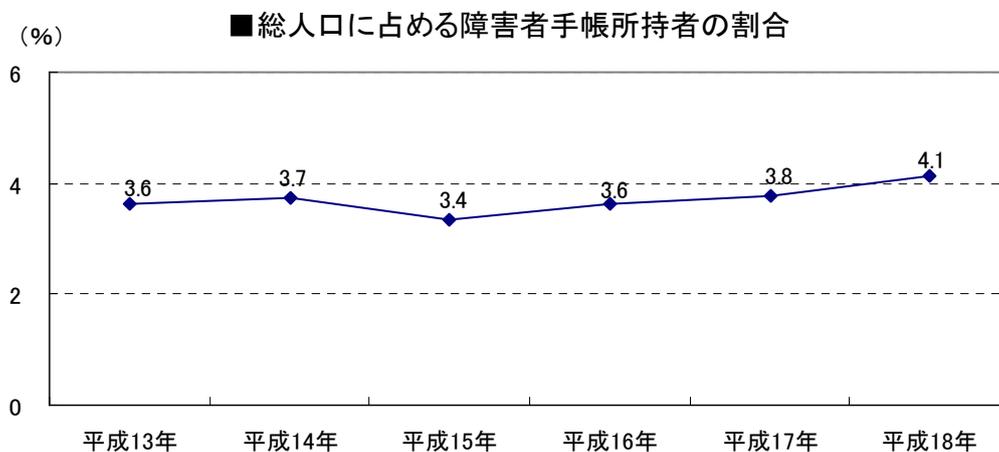
資料：国勢調査、平成 17 年は住民基本台帳及び外国人登録

5. 障害者の推移

本市の障害者手帳所持者数は、平成18年3月31日現在で身体障害者2,633人、知的障害者483人、精神障害者207人となっており、本市の総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、近年増加の傾向にあります。



資料：社会福祉課

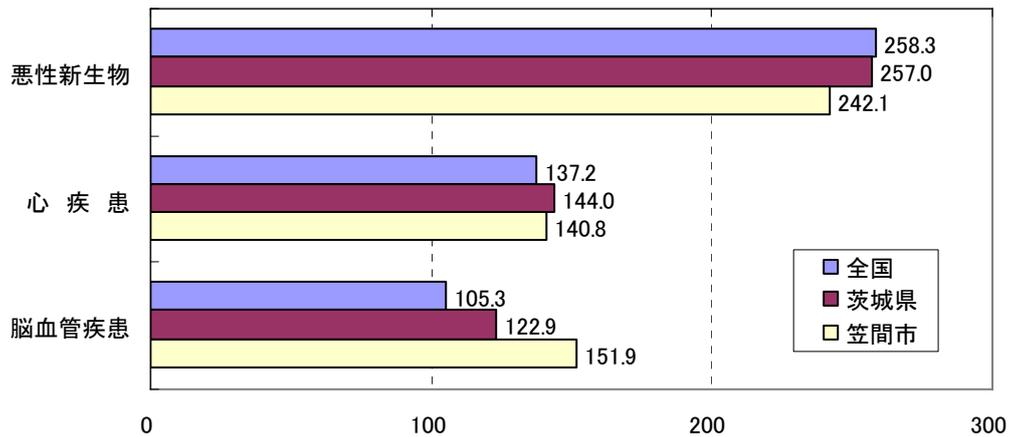


資料：社会福祉課

6. 保健医療に関する指標

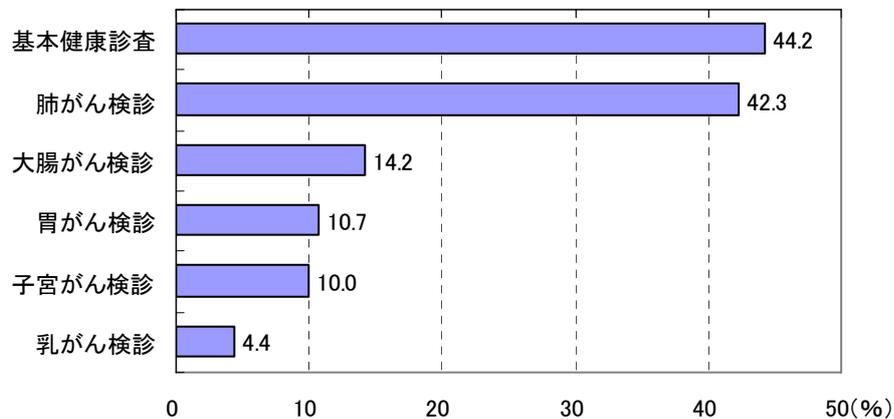
三大死因別死亡率でみると、全国や茨城県では、第1位悪性新生物、第2位心疾患、第3位脳血管疾患の順となっていますが、本市は脳血管疾患の死亡率が全国平均や県を大きく上回っています。

■三大死因別の死亡率(人口10万対)の比較



※心疾患については高血圧性を除く。
資料：平成17年人口動態調査

■基本健診等の受診率



資料：健康増進課（平成18年度）

7. その他地域福祉にかかわる指標

平成18年4月現在の本市のボランティアサークル数^{*}は80団体で、高齢者への支援を活動分野とするものが36団体でもっとも多く、次いで障害者関連が15団体、幼児・児童サークル活動が7団体となっています。

■ボランティアサークルの状況（平成18年4月1日現在）

活動分野	サークル数
障害のある人関連サークル活動	15
高齢者（配食等）サークル活動	26
高齢者（交流）サークル活動	4
高齢者（施設）サークル活動	6
幼児・児童サークル活動	7
その他のサークル活動	22
合計	80

資料：社会福祉協議会



※ボランティアサークル数：ここでは、笠間市社会福祉協議会へ登録されている団体数を示す。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本的視点

本計画の策定及び個別施策の実施に当たっては、基本的な視点を次のように定めます。

1. 住民参加の視点

それぞれの地域を基盤とした福祉活動に対する住民の意識や関心を高めるとともに、行政区組織やボランティア団体、NPO等の育成・活動支援の充実など、市社会福祉協議会との連携により、地域に応じた福祉活動を展開していくための幅広い住民参加を目指します。

2. 利用者中心の視点

地域の人材や施設などの地域福祉資源の活用などに努め、地域住民ができるだけ身近な生活圏で必要なサービスを利用できる環境づくりを進めます。また、福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを利用できるよう、サービス情報の提供や利用促進、認知症高齢者や知的障害者など判断能力が十分でない人のサービス利用援助等に取り組みます。

3. サービスの総合化の視点

地域で支援を必要とする様々な人や新たな課題に対して、地域住民や団体、関係機関、行政が協働して支援するためのネットワークを築くとともに、福祉、保健、医療その他生活関連分野の連携強化を図り、利用者のニーズに応じた多様な福祉サービスが提供できるよう、サービスの総合化を目指します。

4. 住民、団体、行政の協働の視点

行政は地域における福祉サービスの質の確保と向上を図るとともに、地域福祉についての住民のニーズ把握に努め、福祉の基盤整備や住民、団体が活躍できるような条件整備に努めます。また、住民、団体等は共助としての福祉サービスの提供や、地域の課題に応じた施策の提案を行い、協働による望ましい地域福祉の実現を目指します。

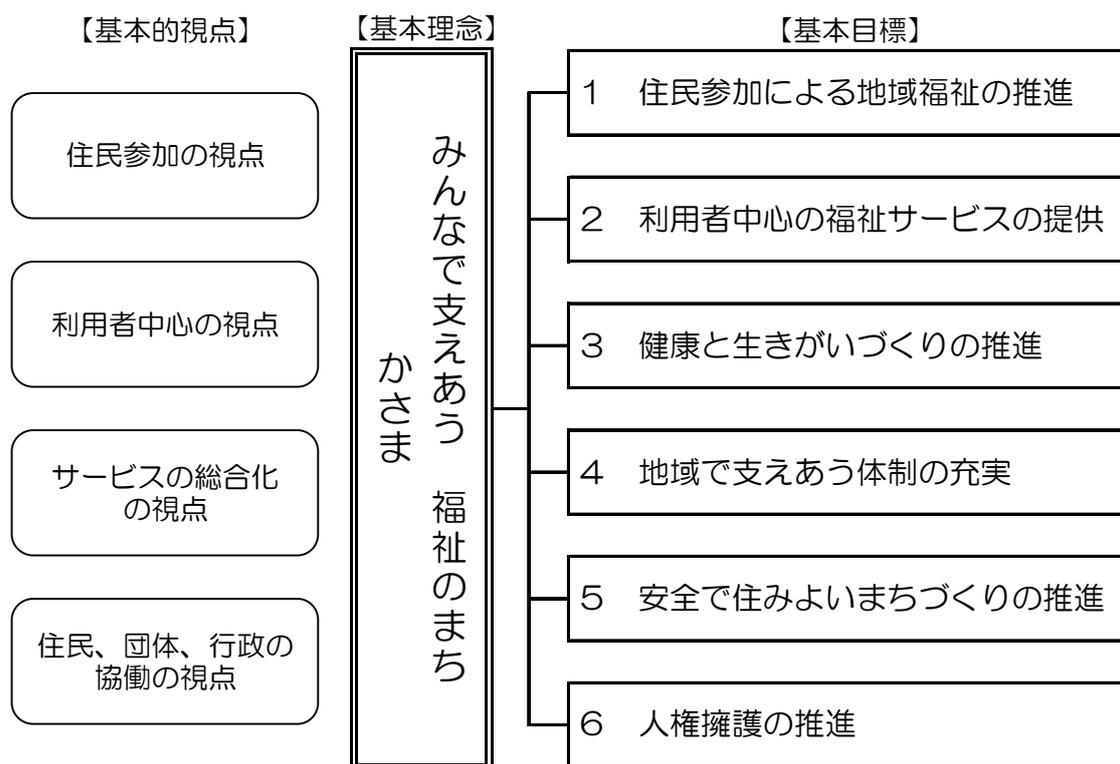
第2節 計画の基本理念

本市は、笠間市総合計画で「にぎわいの創造」、「やさしさの創造」、「ふれあいの創造」の3つの基本方針のもと、「住みよいまち、訪れてよいまち 笠間～みんなで創る 文化交流都市～」を将来像にまちづくりを進めています。

本計画では、住民一人ひとりが尊重され、誰もが健やかに暮らせる住みよいまちづくりに向けて、「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念として、住民、団体と行政の協働による自助と共助、公助のバランスの取れた地域福祉を目指します。

第3節 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体化していくために、6つの基本目標を設定し、施策・事業による取り組みを推進します。



【計画の基本目標】

1. 住民参加による地域福祉の推進

少子高齢化や核家族化が進み、地域には様々な福祉ニーズを抱えた人が増えてきており、これからは住民の積極的な参加によって、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。各種の機会を利用した広報・啓発活動を進めるとともに、学習や福祉教育による住民意識の向上と、リーダーやボランティアの育成を図り、地域福祉活動への住民参加を推進していきます。

2. 利用者中心の福祉サービスの提供

社会福祉法では、地域におけるサービスの適切な利用の推進と、社会福祉に関連する事業の健全な発達が、地域福祉の重要な柱となっています。利用者のニーズに応じた適切な情報提供と、総合的な相談体制の充実、日常生活自立支援事業*の推進などにより、利用者中心の福祉サービスの提供と福祉サービスの質の向上を図ります。

3. 健康と生きがいづくりの推進

豊かな長寿社会を実現していく上で、健康で生きがいのある日々を過ごすことは、個々人の努力目標でもあり、地域福祉を推進する前提ともなります。住民の健康意識の高揚とともに、健康づくりに向け保健・医療との連携強化を図ります。また、就労意欲のある高齢者や障害者などが、地域で自立した生活を営むことができるよう就労機会の確保に努めます。

※日常生活自立支援事業：地域福祉権利擁護事業の名称変更。認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等を行う事業。市社会福祉協議会で実施。

4. 地域で支えあう体制の充実

地域福祉の推進には、公的な福祉サービス以外に、高齢者や障害者、子育て中の親子などを地域で支える共助の部分、新たな形をつくっていく必要があります。市内で活動している各種団体への支援の充実や、活動拠点の整備、コミュニティビジネス*の振興等に努めるとともに、地域における交流活動の活性化を促し、支えあいのコミュニティ*づくりを推進していきます。

5. 安全で住みよいまちづくりの推進

誰もが住みやすく、社会参加しやすい環境づくりを進めることは、地域福祉の基盤となる部分です。高齢者や障害者などの交通弱者に配慮し、地域のバリアフリー*・ユニバーサルデザイン*化や移動交通手段の充実・確保を図るとともに、地域ぐるみの防犯体制の強化、自主防災組織の育成等による防災体制の充実により、安全で住みよいまちづくりを推進します。

6. 人権擁護の推進

わが国の福祉は、年齢や性別、身体的条件などに関わりなく、誰もが自分らしく生きるノーマライゼーション*社会の実現を目指して推進されています。住民の人権意識の高揚・啓発を図るとともに、住民の抱える様々な人権問題に関する相談体制の充実、判断能力の十分でない人への支援、男女が互いに尊重しあう社会づくりに向けて事業を推進していきます。

※コミュニティビジネス：地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むもの。地域における働きがい、生きがいを生み出し、地域づくりに寄与するものとして期待されている。

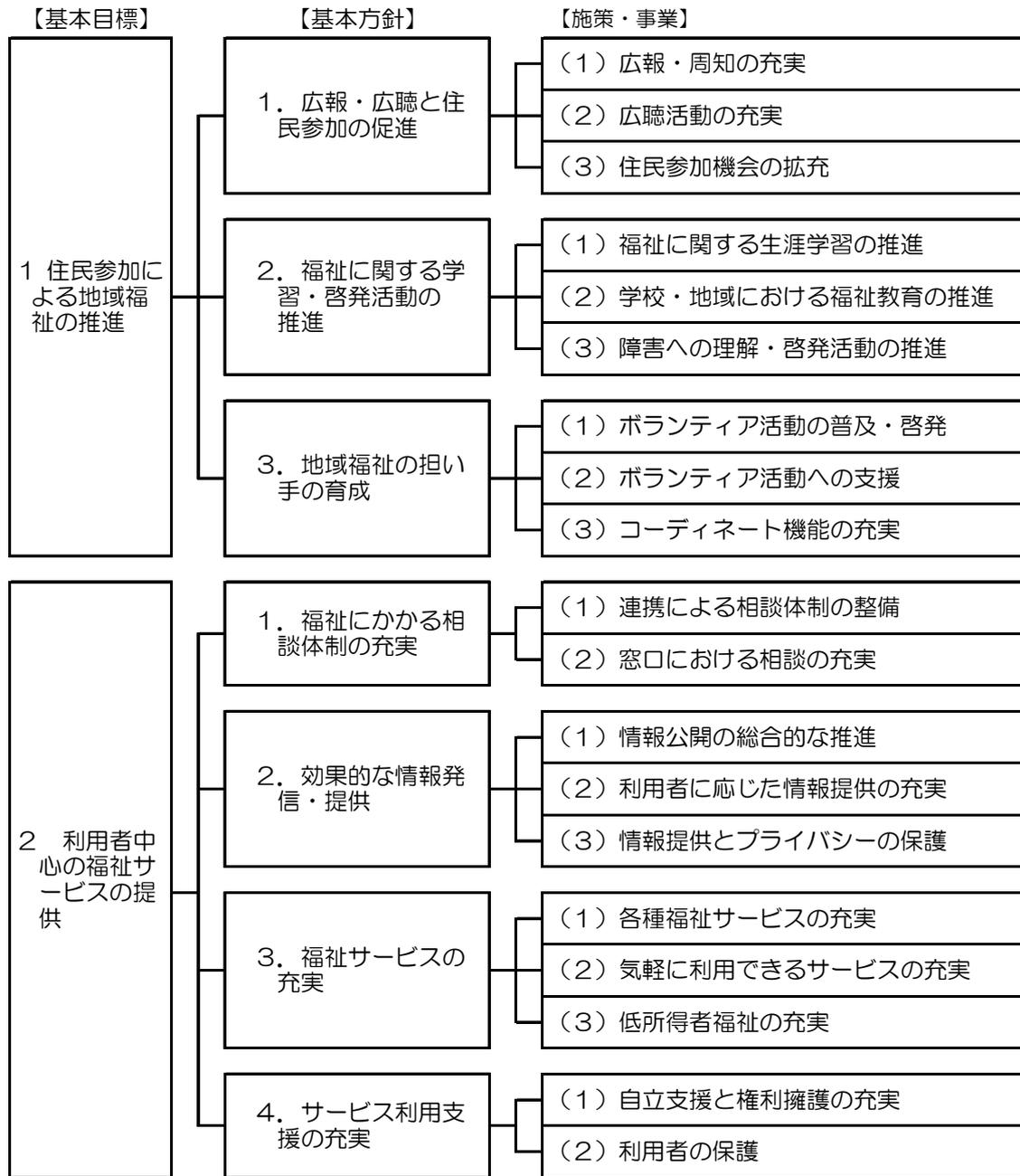
※コミュニティ：居住地域を同じくしている共同体のこと。地域社会。

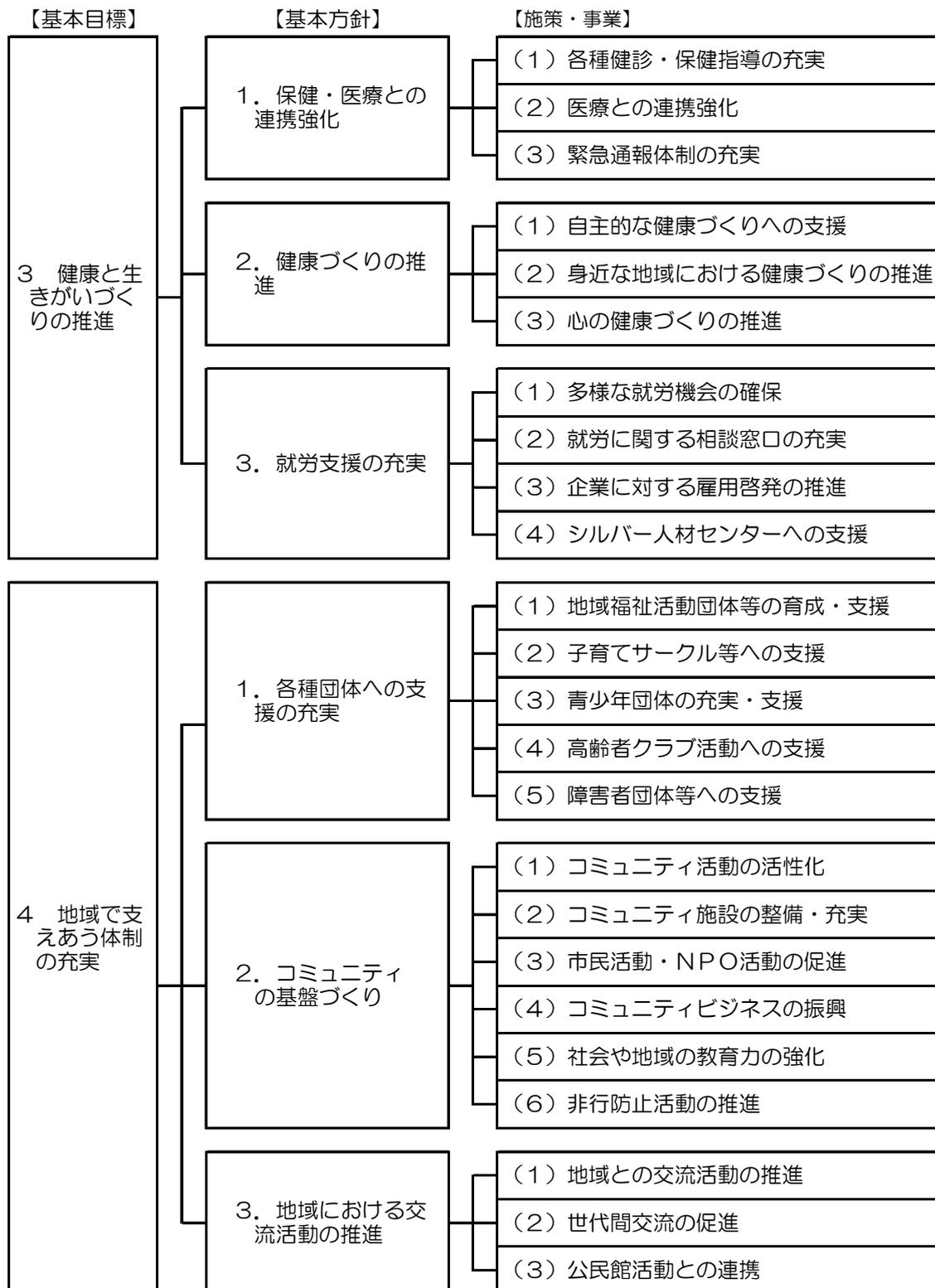
※バリアフリー：高齢者や障害者にとって障壁となる部分を取り除くこと。段差をなくしたり、スロープをつけたりする。

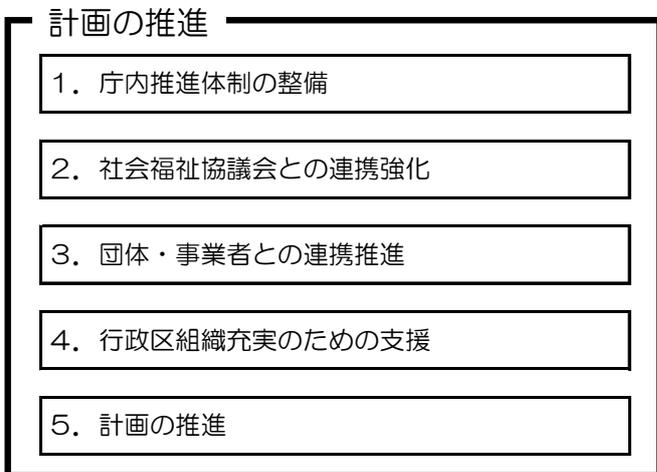
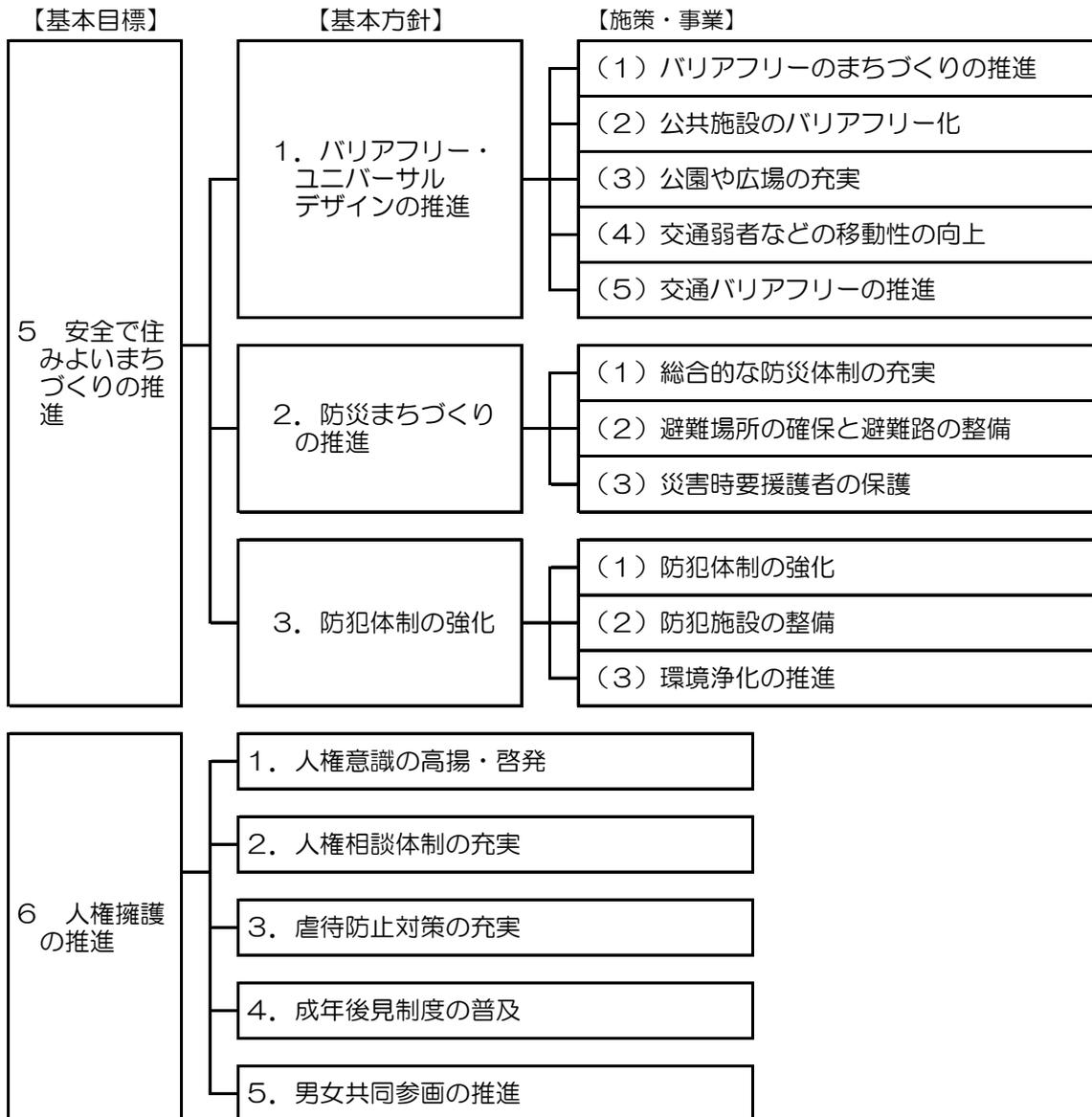
※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体状況などにかかわらず、誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境づくりを行っていかこうとする考え方。

※ノーマライゼーション：誰もが住み慣れた地域で生活出来るような「共に生きる」地域社会を目指すこと。今日の社会福祉における基本的な考え方となっている。

第4節 計画の体系







第4章 基本施策の展開

第1節 住民参加による地域福祉の推進

【現状と課題】

近年では、多様な地域活動への住民参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、特定非営利活動促進法（NPO法）^{*}の成立など、新たな活動の基盤整備も進められています。こうした状況を踏まえ、地域住民が主体となった地域福祉のまちづくりを推進していくことが求められています。

市では、各種媒体を通じての情報提供や、市政懇談会などの広聴活動により、市政に関する住民の意識啓発と、住民参加機会の拡充を図っていますが、様々な事情により情報入手に不自由している人も少なくないと考えられることから、今後も情報提供の充実に努めていく必要があります。

また、市政懇談会では、団塊世代^{*}などの定年退職者の生きがいづくりに向けた方策の充実やボランティア団体の育成についての要望などがあり、平成19年度実施の笠間市地域福祉計画に関するアンケート調査（以下「平成19年度調査」という。）においても「地域の活動が不活発である」という意見が多くなっていました。

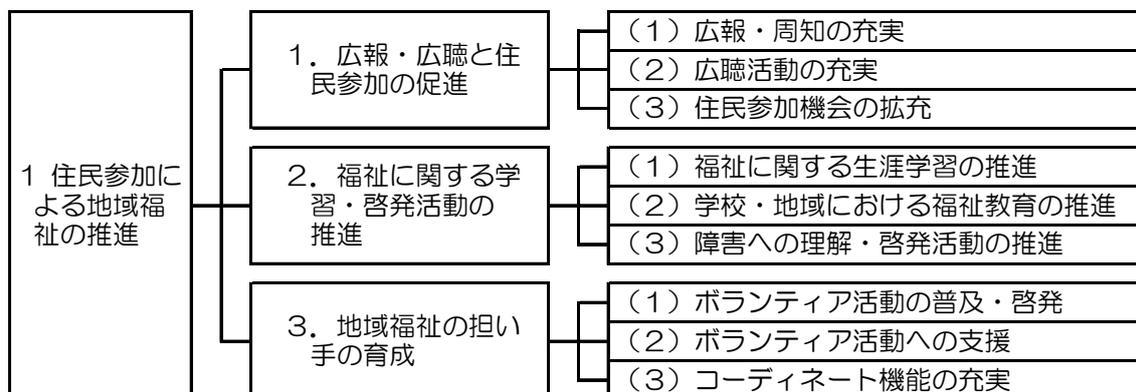
さらに、市が取り組むべき施策としては「子どもの頃からの福祉教育の充実」、「地域でのさまざまな交流活動の促進」、「ボランティアやNPOの育成と活動支援」などが挙げられています。

今後は、福祉に対する住民意識の高揚を図るとともに、地域福祉の担い手やリーダーをはぐくみ、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとが一体となった地域福祉を推進していく必要があります。

^{*}特定非営利活動促進法（NPO法）：NPOが法人格を取得するための基準や手続きを定めた法律。平成15年5月改正。

^{*}団塊世代：昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）にかけて生まれた世代。平成22年（2010年）頃までに団塊世代の多くが定年（法定下限60歳）による退職を迎える。

【施策の体系】



【施策の方向】

1. 広報・広聴と住民参加の促進

(1) 広報・周知の充実

広報かさまや市ホームページをはじめ、各地区の公民館や集会所などの施設を利用して、地域福祉に関する広報・周知を推進し、住民の意識の向上に努めます。

広報・周知に際しては、地域で活動している様々な活動団体の役割や、ボランティア活動の内容、地域のニーズや福祉に関する人材の確保の必要などについて定期的に情報提供を行い、住民意識の高揚と住民参加の促進を図ります。

(2) 広聴活動の充実

市政懇談会の開催をはじめ、あらゆる機会や様々な場の充実を通して、住民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進めます。

(3) 住民参加機会の拡充

住民がまちづくり活動を行う上で必要な情報の収集と提供を行います。また、ホームページや広報紙を活用した住民の意見・提案を聴取し、住民の意見や提案を市政に反映させる施策の充実に努めるとともに、住民参加機会の拡充を図ります。

2. 福祉に関する学習・啓発活動の推進

(1) 福祉に関する生涯学習の推進

生涯学習の内容の一層の充実を図るため、地域福祉分野における指導者の確保に努めるなど、地域福祉活動に関する講座を充実するとともに、出前講座などの活用を促進します。

(2) 学校・地域における福祉教育の推進

学校教育の中で地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、総合的な学習の時間などに、福祉教育や福祉施設での体験学習等を推進します。

(3) 障害への理解・啓発活動の推進

ノーマライゼーション意識の普及を図るとともに、障害者の自立した地域生活を温かく見守る住民意識を醸成するため、障害や障害者に関する正しい知識の理解・啓発に努めます。

3. 地域福祉の担い手の育成

(1) ボランティア活動の普及・啓発

広報かさまや市ホームページの活用や、住民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、地域においてもボランティア活動への参加を呼びかけます。

<数値目標>

	現状値*	目標値（平成 24 年度）
ボランティア活動に参加している人の割合	14.6%	20%

※現状値は平成 19 年度調査による現在活動している人の割合。

(2) ボランティア活動への支援

ボランティア講座や体験事業の充実を図るとともに、子育てボランティアや高齢者、障害者へのボランティアが活動しやすい環境整備を推進します。また、高齢者や障害者自身がボランティアとして活動できるよう支援を行います。

(3) コーディネート機能の充実

ボランティア活動に意欲のある住民・団体などのボランティア登録を促進するとともに、ボランティアの需給調整を行うコーディネート[※]機能の充実及びボランティアコーディネーター[※]の養成を図ります。

また、ボランティアコーディネーターの養成に際しては、利用者のプライバシーに配慮し、守秘義務を徹底するよう指導に努めます。



※コーディネート：ボランティア活動に関する相談や連絡調整、仲介、情報収集・提供、広報活動の実施、研修や活動プログラム、事業等の企画・実施・提案等を行うこと。

※ボランティアコーディネーター：ボランティア活動推進のための企画、情報提供、相談支援、研修、連絡調整、活動プログラム開発などを総合的にコーディネートする人。

第2節 利用者中心の福祉サービスの提供

【現状と課題】

社会福祉法第3条は、福祉サービスの基本的理念として、利用者が「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」としています。

少子高齢化が進み、住民の福祉サービスに対するニーズも多様化する中で、一人ひとりにあった適切なサービスを提供していくためには、サービスが必要となった場合の相談体制と情報提供の充実が最優先となります。

本市は、子育て、高齢者福祉・介護、障害者について、福祉、保健、医療の各分野で個別の相談を実施していますが、各相談窓口の連携と窓口相談の充実が求められています。また、部署によっては、住民からの相談件数の増加に対して、専門の相談員の不足も課題となっています。

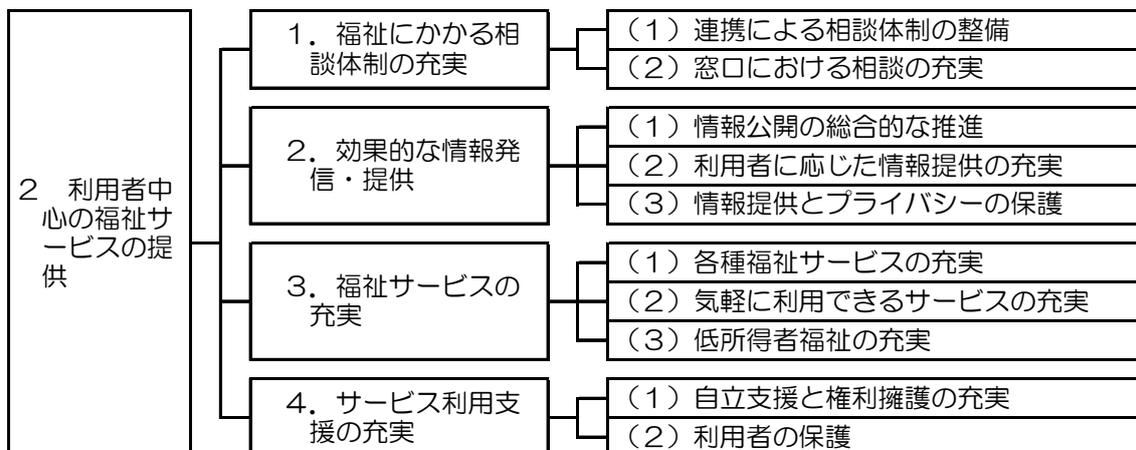
また、福祉サービスの情報入手に関して、平成19年度調査では、サービス情報を入手できているのは3割未満、半数以上の方は入手できていないと回答していました。現状では、「地域の回覧板」、「市役所の窓口や広報誌」、「社会福祉協議会の窓口や広報紙」が福祉サービスの主な情報源となっており、今後も情報提供の充実に努めていく必要があります。

福祉情報に関しては、制度やサービスの周知という広域的な面と、高齢者や障害者などの心身の状況や経済的な問題にかかる個別的な面があり、地域からの情報を収集し、また提供していく上で、プライバシーの保護に十分配慮していく必要があります。

さらに、今後取り組むべき施策としては、「高齢者や障害者の在宅生活支援」、「育児・子育ての支援体制の充実」、「福祉サービスに関する情報の充実」などが主な内容となっていました。

今後も、福祉サービスに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、高齢者や障害者、子育てのそれぞれの専門分野では、福祉従事者の専門性の向上などを通じて、サービスの質の向上と効率の促進を図っていく必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

1. 福祉にかかる相談体制の充実

(1) 連携による相談体制の整備

住民が安心して必要なサービスを受けることができるよう、関係機関や窓口相互の連携による福祉、保健、医療相談体制の整備を図ります。

(2) 窓口における相談の充実

子育て相談や要援護高齢者に関する相談、障害者福祉に関する相談、低所得者への相談など、住民のニーズに応じた相談対応ができるよう、福祉、保健、医療の関係機関との連携を図りつつ、各窓口での相談体制の充実に努めます。



2. 効果的な情報発信・提供

(1) 情報公開の総合的な推進

各関係機関や相談機関との連携により情報の共有化を図るとともに、市政に関する情報をより正確で迅速に提供できる体制づくりを推進します。また、広報紙やホームページの企画・編集への住民参加について検討します。

<数値目標>

	現状値*	目標値（平成24年度）
福祉サービスに関する情報のある程度以上入手できている人の割合	27.8%	50%

※現状値は、平成19年度調査による。

(2) 利用者に応じた情報提供の充実

住民が必要とする情報を、世代の違い、障害の有無、国籍の違いなどにかかわらず、誰もが適切に得られるように情報提供の充実に努めます。

(3) 情報提供とプライバシーの保護

個人の権利とプライバシーの保護を基本に、地域からの情報提供システムのあり方について検討するとともに、必要な人に適切な情報が伝達されるよう福祉情報の提供に努めます。

3. 福祉サービスの充実

(1) 各種福祉サービスの充実

地域住民が在宅で安心して生活できるよう子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉の各施策により、各種福祉サービスの充実に努めます。

(2) 気軽に利用できるサービスの充実

高齢者や障害者が気軽に集えるサロン活動、子育てや健康づくりに関する教室など、地域において気軽に利用できる福祉サービスの充実に努めます。

(3) 低所得者福祉の充実

関係機関や市社会福祉協議会、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という）及びハローワーク等との関係強化や情報の共有により、低所得者の自立に向け、実情にあった相談、指導体制の充実に努めます。

4. サービス利用支援の充実

(1) 自立支援と権利擁護の充実

ひとり暮らし、寝たきりや認知症などの高齢者や知的障害者と、その家族のため、地域包括支援センターによる福祉サービスや権利擁護のための相談や、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。

(2) 利用者の保護

サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度*の普及・促進を図ります。また、サービス利用者のプライバシーの保護に努めます。



※第三者評価制度：社会福祉施設（保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、精神障害者社会復帰施設など）において、より良い福祉サービスが提供されるように、公正・中立な評価機関が評価を行う制度。これにより、利用者も評価結果を情報として活用できるなどのメリットがある。

第3節 健康と生きがいづくりの推進

【現状と課題】

食生活や生活様式が多様化する一方で、運動不足などから糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病にかかる人たちが増加していることから、住民の健康づくりへの自覚を促すとともに、福祉や医療などの支援体制を整備していくことが重要です。さらに、高齢社会を生きる住民の誰もが生きがいを持っていきいきと暮らし、働くことができる環境づくりを進めていく必要があります。

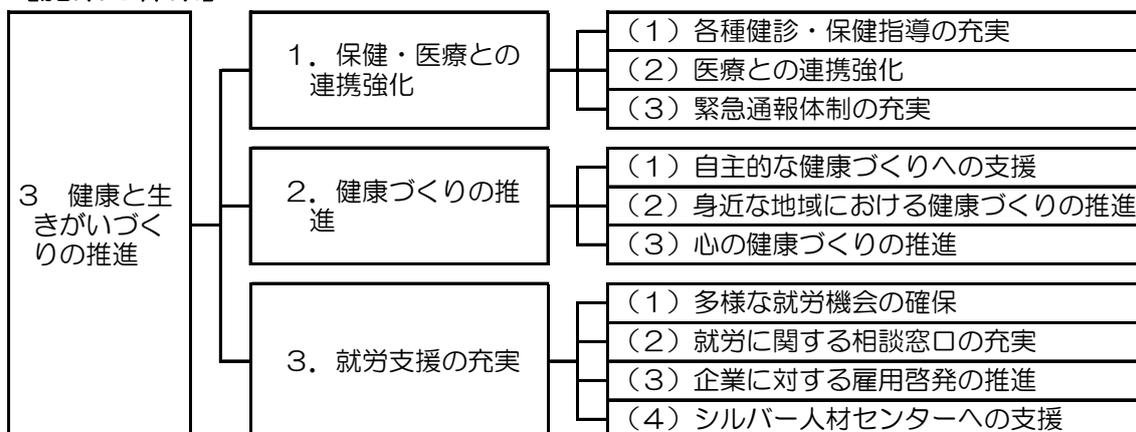
平成20年4月からは、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳以上のすべての人を対象に、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査と、必要な人に対する特定保健指導を実施することになりました。健康づくりに関する住民の意識も高く、健康寿命を伸ばすための施策や地区の公民館単位での健康体操の実施を求める声もあります。また、平成19年度調査でも、今後取り組むべき施策としては、「医療サービス体制の充実」とともに「健康づくり事業」への要望が高くなっています。

医療に関しては、ひとり暮らし高齢者等の緊急時の連絡方法や、救急車到着までの所要時間などについて周知が求められており、医療機関や医師会との連携を強化しながら、緊急時の医療体制を充実していく必要があります。

また、高齢化がますます進展し、団塊世代の大量退職なども進むことから、働く意欲のある人たちへの就労の確保を進めていくことも重要です。

今後も、住民が生涯にわたり健康を維持し、生きがいのある生活を送ることができるよう、健康への意識啓発や保健・予防事業の充実、就労支援の充実に努めます。

【施策の体系】



【施策の方向】

1. 保健・医療との連携強化

(1) 各種健診・保健指導の充実

妊婦・乳幼児健康診査やその後の健康教育・訪問指導をはじめ、生活習慣病予防のためのメタボリックシンドローム^{*}を対象とした特定健康診査・特定保健指導に積極的に取り組み、疾病の早期発見と予防対策を総合的に推進します。

(2) 医療との連携強化

住民が安心して適切な医療が受けられるよう、県立病院など医療機関・医師会との連携を強化します。

(3) 緊急通報体制の充実

ひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、緊急通報システム等を活用し緊急通報体制の充実を図ります。

2. 健康づくりの推進

(1) 自主的な健康づくりへの支援

住民の健康に対する意識の高揚を図るとともに、住民主体の健康づくり活動への支援に努めます。

(2) 身近な地域における健康づくりの推進

市内の各種スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を図るとともに、学校体育施設の活用を促進するなど、地域スポーツの普及に努めます。また、各年代に応じたプログラムの導入により、生涯スポーツを通じた健康・体力づくりを推進します。

(3) 心の健康づくりの推進

心の悩みを抱えている方や、その家族の方を対象とした心の相談室や、病気について理解し病気との関わり方を学ぶ心の健康講座により、心の健康づくり対策を推進します。

^{*}メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。

3. 就労支援の充実

(1) 多様な就労機会の確保

働く意欲のある障害者や高齢者、子育て中の親、ひとり親家庭などに対し、個人のニーズに応じた就労機会の確保に努めます。

(2) 雇用・就労相談の充実

障害者や高齢者、ひとり親家庭等の雇用について、ハローワーク^{*}等の関係機関と連携を強化し、就労に関する相談や指導の充実に努めます。

(3) 企業に対する雇用啓発の推進

企業に対して、障害者の雇用を促進する各種報奨制度、助成制度の周知を図るとともに、障害者の雇用についての理解と法定雇用率^{*}の達成に向けた啓発を行います。

(4) シルバー人材センターへの支援

高齢者の生きがいづくりや社会参加の場として、シルバー人材センター^{*}の活動を支援し、高齢者がそれぞれの経験や技能を生かせる就労の場の提供に努めます。

※ハローワーク：働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介し、事業者の求人情報を提供する公的な機関。

※法定雇用率：民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

	官公庁	教育委員会	特殊法人等	民間企業
法定雇用率	2.1%	2.0%	2.1%	1.8%

※シルバー人材センター：一定地域に居住する定年退職者を会員として臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的に設立された公益法人。

第4節 地域で支えあう体制の充実

【現状と課題】

少子高齢化の進行などにより、地域の結びつきや地域活動が希薄化している中で、地域における社会参加の機会や世代間交流を活発にしていくことで、人々の生きがいや健康づくり、介護予防、孤立感の解消、子どもたちの社会性や協調性を養うことが期待されています。

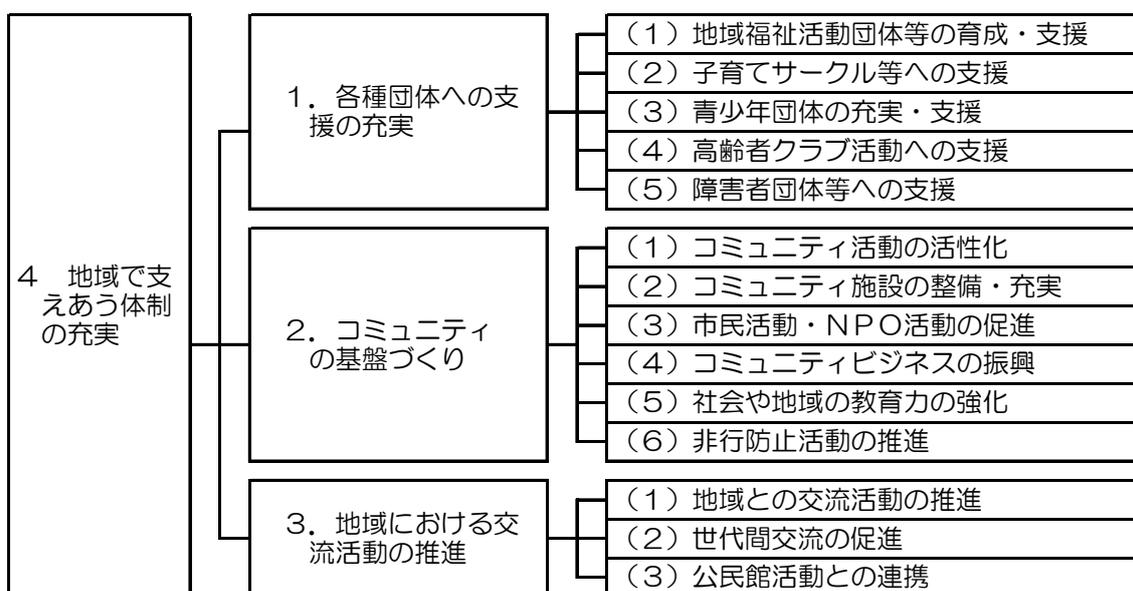
本市では、市社会福祉協議会をはじめ、福祉や健康づくりに関わる住民主体の各種団体が様々な地域課題の解決に向けた活動を展開しており、これらの団体へのさらなる活動支援を行っていく必要があります。

また、近年では、地域の様々な課題の解決をビジネスの手法で取り組み、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出すものとしてコミュニティビジネスが各地で展開されており、本市においても地域資源を活用した事業の展開を検討していくことが重要と考えられます。

市政懇談会などでの住民の要望としては、各種団体への支援とともに、庁舎や保健センターなどの施設の提供、ボランティアセンターや親子で集まれる場所、地区公民館の活性化などがあり、平成19年度調査においても、「安心できる子どもの遊び場が少ない」、「高齢者・障害者の集まれる場が少ない」など交流の場の確保が主な課題となっています。

今後も、各種団体等の活動への支援を充実していくとともに、コミュニティの活性化にむけた各種の事業を推進し、地域で支えあう体制づくりを推進していく必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

1. 各種団体への支援の充実

(1) 地域福祉活動団体等の育成・支援

地域福祉による支えあいが発揮されるよう市社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動の主体となる団体等の育成・支援を進めます。

(2) 子育てサークル等への支援

子育てサークル活動への支援や、地域子育て支援センター事業の充実により、子育てをしている保護者への支援を充実します。

(3) 青少年団体の充実・支援

子ども会や青少年団体が、自主的に円滑に活動できるよう、組織や指導者の育成に努め、活動を支援していきます。

(4) 高齢者クラブ活動への支援

高齢者クラブ活動は、生きがいと健康づくりにおいてその役割はますます大きくなるため、魅力ある自主活動を支援していきます。

(5) 障害者団体等への支援

障害者団体の活動の場の提供や育成を図ります。また、各障害者団体相互の連携強化とネットワークづくりを推進します。



2. コミュニティの基盤づくり

(1) コミュニティ活動の活性化

地域福祉活動の主体となる団体や行政区組織に対して、行政情報の提供や地域での交流活動への支援を行い、コミュニティ活動の活性化を図ります。

(2) コミュニティ施設の整備・充実

コミュニティの拠点として、地域の様々な資源（集会所、空き店舗、空き家等）を活用して、誰もが気軽に参加し、交流できる地域の拠点づくりを進めます。

(3) 住民活動・NPO活動の促進

様々な住民活動や団体への支援を図るとともに、NPO団体の設立や、市民活動支援センター*の設置を支援します。

(4) コミュニティビジネスの振興

子育て、介護、障害者や高齢者などへの生活支援その他、福祉に関連する分野において、コミュニティビジネスを考えている方や団体・グループ等との連携や協働のあり方について検討し、本市の地域資源を活用したコミュニティビジネスの振興を図ります。

(5) 社会や地域の教育力の強化

学校や公民館、青少年団体、PTA等との連携により、地域と一体となって青少年を見守り指導する体制を整えるなど、家庭や地域の教育力の強化を図ります。

(6) 非行防止活動の推進

未成年者の飲酒・喫煙防止をはじめ、麻薬・覚せい剤等、薬物乱用防止など青少年の非行・問題行動の未然防止に向け、関係機関・団体や地域住民が相互の連携を図りながら、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。

*市民活動支援センター：市民参加によるまちづくりを推進するため、市民活動（NPOやボランティアなど市民や市民活動団体による自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動）を支援するための施設で、市民活動に関する様々な情報交換やネットワークづくりの場、市民活動の拠点として設置され、市民や市民団体により運営される。

3. 地域における交流活動の推進

(1) 地域との交流活動の推進

児童等の保護者や地域住民との連携のもと、運動会や祭り、盆踊りなど地域で昔からある行事とともに、様々なふれあい・体験活動を実施するなどして、地域でのふれあいや交流を促進していきます。

<数値目標>

	現状値*	目標値（平成 24 年度）
地域行事への参加をある程度以上している人の割合	64.6%	70%

※現状値は、平成 19 年度調査による。

(2) 世代間交流の促進

保育所・幼稚園の園児と高齢者等との交流や、児童等が地域の伝統文化・歴史にふれる活動など、世代間交流を促進します。

(3) 公民館活動との連携

公民館活動の内容の充実を図るとともに、高齢者や障害者、子どもなどが気軽に参加できる地域の行事を検討し、実施していきます。



第5節 安全で住みよいまちづくりの推進

【現状と課題】

誰もが暮らしやすく、社会参加しやすい福祉のまちづくりに向けて、地域のバリアフリー化や移動手段の確保に努めるとともに、高齢者や障害者などに対する災害時の援護体制、防犯対策などを充実していく必要があります。

本市では、道路環境面で多くの問題が残されており、災害や緊急時に消防車、救急車が通行できるよう、道幅の狭い道路の解消や、歩行者や通学時の安全のため歩道の整備などが求められています。移動に関しては、よりきめ細やかな住民のニーズに応じるため、従来の福祉バスに代わり、デマンド交通システムを導入しています。

また、災害時対策としては、地域防災計画に基づく防災体制の充実、関係機関・団体等と連携した防災ネットワークの充実に努め、防犯対策としては家庭、地域、学校との連携のもと、犯罪防止に向けたパトロールの強化や地域における見守り活動など、地域ぐるみの防犯に取り組んでいます。

その他、街区公園や地域のふれあい広場など、子どもたちが安心して遊べる身近な公園・緑地の整備を順次推進しています。

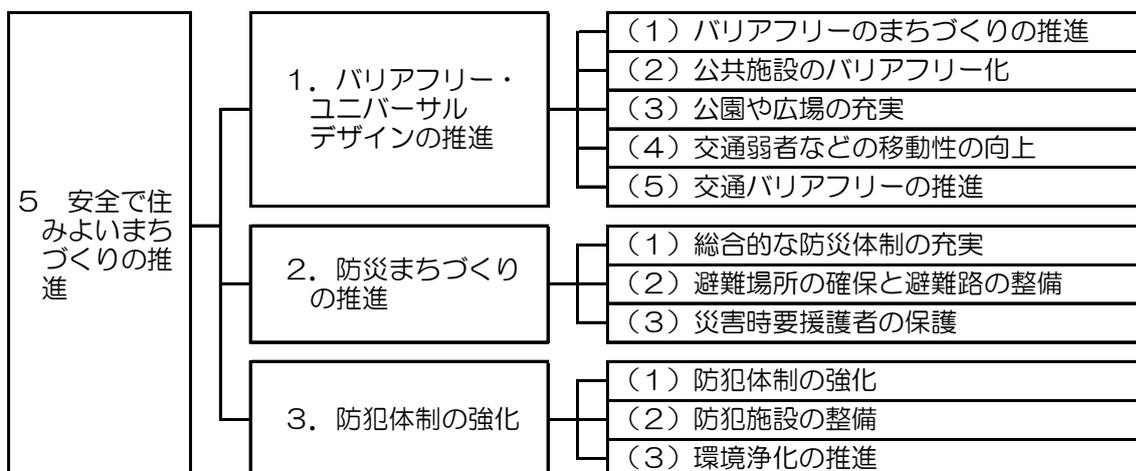
平成19年度調査では、地域の課題として、「緊急時の対応体制がわからない」、「犯罪の増加」が挙げられ、今後取り組むべき施策として「防犯・交通安全・防災体制の充実」、「移動手段の充実」、「公共施設のバリアフリー化推進」等が求められていました。

今後も、住民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、基盤整備の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、見守りや地域でのケア、災害時の援護体制、防犯対策などの充実に努めていく必要があります。



※デマンド交通システム：高齢者などの交通弱者を含めた住民を対象に、自宅から目的地まで、乗合タクシー方式による送迎サービスを行う交通システム。

【施策の体系】



【施策の方向】

1. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、住宅、生活環境の整備など、福祉のまちづくりを計画的に推進します。また、景観やバリアフリーに配慮した魅力ある住宅の供給を促進します。

(2) 公共施設のバリアフリー化

庁舎のさらなる整備をはじめ、各公共施設においてもバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

(3) 公園や広場の充実

災害時の避難場所としての機能などを確保しながら、バリアフリーに配慮した、誰もが安心して気軽に憩える公園や広場の充実に努めます。

<数値目標>

	現状値*	目標値（平成 24 年度）
安心できる子どもの遊び場が少ないという人の割合	38.0%	30%

※現状値は、平成 19 年度調査による。

(4) 交通弱者などの移動性の向上

交通事業者や各団体との連携のもと、平成 20 年 2 月よりデマンド交通システム*を導入しました。今後、さらにシステムの見直しを行い、交通弱者などに配慮したより利便性の高い移動手段の向上を図ります。

(5) 交通バリアフリーの推進

移動の際の利便性及び安全性の向上を目的とした交通バリアフリー基本構想に基づく整備計画を策定し、高齢者や子ども、障害者など、誰もが安心して利用できる道路交通環境の整備を図っていきます。

2. 防災まちづくりの推進

(1) 総合的な防災体制の充実

地域防災計画に基づき、自主防災組織の育成や活動支援、防災行政無線の統合を含めた防災施設・設備の整備、避難先での体制整備など、総合的かつ計画的な防災対策を推進します。

<数値目標>

	現状値*	目標値（平成 24 年度）
緊急時の対応体制がわからないという人の割合	34.0%	0%

※現状値は、平成 19 年度調査による。

(2) 避難場所の確保と避難路の整備

身近な公共施設や公園など、誰もが安心して避難できる避難場所の確保と、避難施設及び避難路の整備を推進します。また、広報かさまや市ホームページなどを通じて災害時における避難場所、避難路等の周知を図ります。

(3) 災害時要援護者の保護

災害時における緊急連絡体制を整備するため、関係機関やボランティア団体等と連携し、プライバシーの保護に配慮しつつ、高齢者や障害者などの災害時要援護者の把握に努め、地区ごとに災害発生時に安否確認・避難誘導・救助活動を行う体制を整備します。

3. 防犯体制の強化

(1) 防犯体制の強化

子どもを巻き込む事件などを防ぐため、防犯ボランティアや防犯連絡員等の関係団体との連携のもと、パトロールや見守りなど、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。

(2) 防犯施設の整備

夜間の犯罪などを未然に防ぐため、通学路などへの防犯灯の設置を図るとともに、地域住民や企業と協力しながら、適切な維持管理を進めます。また、道路沿いにある廃屋等の撤去に努め、通学路の安全確保を図ります。

(3) 環境浄化の推進

電柱などに貼り付けられる有害な立看板、はり紙、はり札や、有害図書等の自動販売機など、青少年にとって好ましくない社会環境の把握と改善に向けた地域活動の促進に努めます。



第6節 人権擁護の推進

【現状と課題】

これからの地域福祉は、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に、自己決定、自己実現の尊重、自立支援などを、住民参加や協力のもとに推進していくことが求められています。

福祉サービスの提供が措置から契約へと移行して以来、判断が十分にできない人たちが安心して福祉サービスを受けるための方策の重要性が高まっています。

そのため、日常生活自立支援事業や成年後見制度*などがありますが、これらの事業・制度についての周知は十分とは言えず、成年後見制度については利用しにくい状況がみられることから、制度の円滑な利用に向けて、関係機関や関係団体と連携し、制度の普及啓発に努めていく必要があります。

また、近年では、高齢者や障害者、子どもへの虐待などが社会問題化しており、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」に続き、平成17年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が成立しました。

本市においても虐待の増加が懸念されていることから、虐待の未然防止のために、相談支援体制等の整備充実を図っていく必要があります。

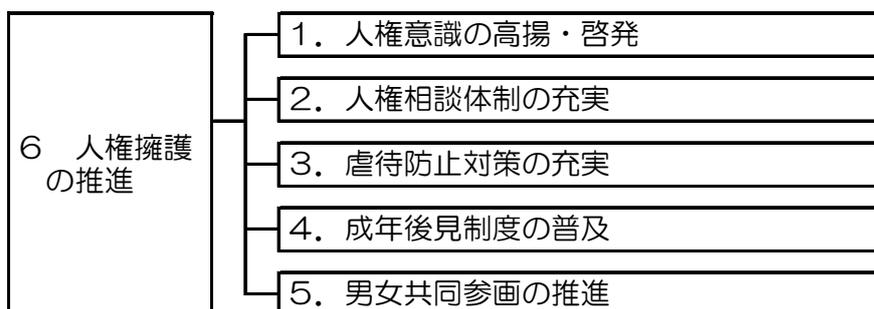
同様に、DV（ドメスティック・バイオレンス）*などの人権侵害に対しても、気軽に相談できる窓口を設置し、被害者の安全確保と、一時的な保護や自立支援などの方策を検討していく必要があります。

地域福祉を推進する諸活動は、男女共同参画の視点に立脚して展開される必要があることから、男女が共に日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定、諸活動にも参画していくことが期待されます。

※成年後見制度：判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：家庭内の暴力。夫から妻、母から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力。

【施策の体系】



【施策の方向】

1. 人権意識の高揚・啓発

一人ひとりが尊重しあい、心豊かに生きる地域福祉の社会づくりを目指し、人権に関する講演会の開催等を通じて啓発活動を推進し、住民の人権意識の高揚を図ります。

2. 人権相談体制の充実

DV（ドメスティック・バイオレンス）や高齢者、障害者、子どもへの虐待など、住民の抱える様々な人権に関する問題を解決に導いていくため、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。また、被害者の一時的な保護や自立支援などの方策の検討に努めます。

3. 虐待防止対策の充実

児童及び高齢者への虐待を防止し、虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を図るため、地域住民の協力を求めながら、要保護児童対策地域協議会及び地域包括支援センターにおけるケア会議等の充実に努めます。

4. 成年後見制度の普及

判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護*について、代理権などの権限が与えられた成年後見人が本人を保護する成年後見制度の普及に努めます。

5. 男女共同参画の推進

男女共同参画に関する学習機会や教育の充実を図ります。また、男女が互いに尊重しあい、家庭や地域、職場のそれぞれの場面で個性や能力を発揮して、心豊かな地域福祉社会を実現できるよう男女共同参画を推進します。



*身上監護：入院、介護や福祉サービスの利用、施設への入所など生活について配慮すること。

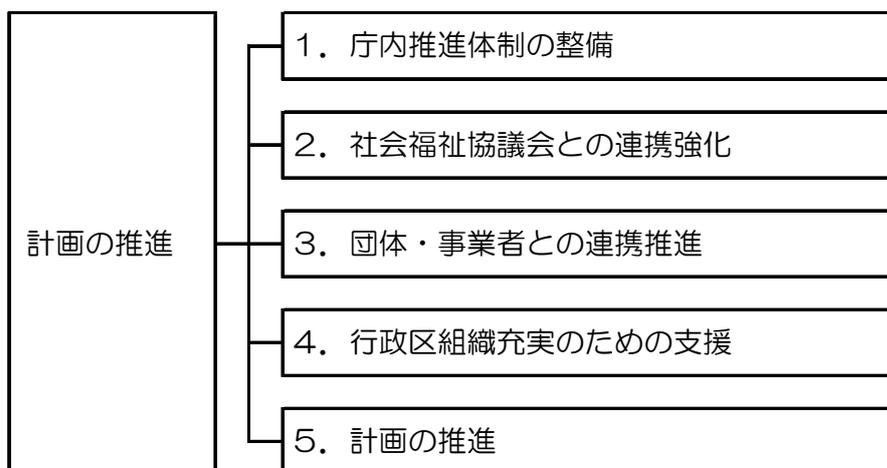
第5章 計画の推進

笠間市総合計画策定にかかる住民アンケート調査（平成18年9月実施）の結果では、笠間市が将来どのようなまちになってほしいかという問いに対して「だれもが安心して暮らせる福祉のまち」が第1位となっており、市の将来像としても地域福祉の充実が強く望まれる結果となっています。

本計画に定めた、地域福祉の各分野にかかる施策を総合的、効果的に推進するため、関係各課との連携により事業を推進して参ります。

また、コミュニティの活性化に向けて、行政区組織充実のための支援を行うとともに、地域福祉を推進していく上での中心的な組織である市社会福祉協議会への支援、地域の各種団体や自主グループ、NPO、民間企業との連携により、地域福祉活動を推進していきます。

【施策の体系】



【施策の方向】

1. 庁内推進体制の整備

本計画の着実な推進のために、関係各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

2. 市社会福祉協議会との連携強化

市社会福祉協議会を、本市の地域福祉を推進していく上での中心的な組織として位置づけ、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。

<数値目標>

	現状値*	目標値（平成 24 年度）
市社会福祉協議会について、名前も活動内容もよく知っている人の割合	26.8%	50%

※現状値は、平成 19 年度調査による。

3. 団体・事業者との連携推進

行政区組織をはじめ、地域の各種団体や住民グループなどが自主的に取り組む福祉活動を支援し、その充実に努めるとともに、NPOや民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

4. 行政区組織充実のための支援

本計画について広く周知を図り、住民主体の福祉のまちづくりを推進していくため、行政区組織充実のための支援を行うとともに、行政区を中心としたコミュニティの活性化と、地域福祉の推進を図ります。

5. 計画の推進

関係各課や関係機関との意見交換、住民からの意見・要望の把握等をもとに、計画の進捗状況について点検・進行管理を行います。

資料編

1. 笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 笠間市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり、地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な調査検討を行うため、笠間市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 地域福祉を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 地域福祉のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民の組織に所属する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) 各種福祉団体に関係する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2. 笠間市地域福祉計画策定委員会名簿

選考基準	所属団体名	氏名	備考
地域住民の組織 に属する者	笠間市連合民生委員児童委員協 議会 会長	北條 敦子	
	笠間市ボランティア連絡協議会 会長	坂野 恵造	
	公募委員	石井 勝基	
学識経験を 有する者	常磐大学コミュニティ振興学部 准教授	水口 進	◎
	笠間市医師会	佐藤 怜	
	笠間市歯科医師会 会長	綱川 健一	○
福祉業務に 携わる者	笠間市高齢者クラブ連合会	奥田 茂	
	笠間市社会福祉協議会 事務局長	石井 善昭	
	障害者福祉施設	森 博文	
各種福祉団体に 関係する者	笠間市身体障害者福祉協会 会長	山田 定次	
	笠間市母子寡婦福祉会	磯 利子	
	幼稚園・保育所 くるす保育所長	村上 みき子	
関係行政機関の 職員	水戸保健所 所長	藤枝 隆	
	笠間市立病院 看護師長	草刈 則子	
	笠間市副市長	石川 和宏	

◎委員長 ○副委員長

3. 策定経過

年	日時	内容
平成19年	7月19日	第1回作業部会
	7月~8月	市民意識調査の実施
	8月30日	第1回策定委員会
	9月21日	第2回作業部会
	10月3日	第2回策定委員会
	10月31日	第3回作業部会
	11月9日	第3回策定委員会
	12月5日	第4回作業部会
	12月18日	第4回策定委員会
平成20年	1月10日	第5回作業部会
	1月18日	第5回策定委員会

4. 市町村地域福祉計画策定指針（概要）

平成 14 年 1 月 28 日社会保障審議会福祉部会

1. はじめに ―地域福祉推進の背景と必要性―

- 地域社会の変容等により、不安やストレス、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待などの生活上の諸課題が複雑多様化
- 他方、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、社会福祉を通じた新たなコミュニティ形成の動きも顕著
- 個人の尊厳を重視し対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民の参加が不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重要
- 社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえることが必要
- 地域福祉計画が 21 世紀の福祉を決定づけるものとして、自治体の首長、議会のリーダーシップを期待

2. 地域福祉推進の理念

- 地域福祉推進の目的
「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」
- 地域福祉推進の理念
 - (1) 住民参加の必要性
地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参加が大前提
 - (2) 共に生きる社会づくり
地域福祉の推進は、多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠
 - (3) 男女共同参画
地域福祉の推進は、男女共同参画の視点が必要
 - (4) 福祉文化の創造
地域福祉を推進することが、地域の個性ある福祉文化の創造につながる

3. 地域福祉推進の基本目標

- 生活課題の達成への住民等の積極的参加
地域社会の全構成員がパートナーシップの考えを持つことが重要
- 利用者中心のサービスの実現

利用者の生活課題を総合的に把握し、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することが必要

- サービスの総合化の確立
 - 多様なサービスの十分な連携による総合的な展開が不可欠
- 生活関連分野との連携
 - 福祉、保健、医療と教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要

4. 市町村地域福祉計画

(1) 計画に盛り込むべき事項

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- 目標の提示
 - ・ ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定
- 目標達成のための戦略
 - ア 相談支援体制の整備
 - イ 必要なサービスを利用できる仕組みの確立
 - ・ 社会福祉従事者の専門性の向上
 - ウ サービスの評価等による利用者の選択の確保
 - エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
 - ・ 要支援者発見機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、福祉事務所の地域福祉活動等の充実・支援

- 利用者の権利擁護
 - ・ 地域福祉権利擁護事業等の整備

(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連分野との連携方策

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
 - ・ 情報、知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
 - ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- 住民等の意識の向上と主体的参加の促進
 - ・ 地域住民、サービス利用者の自立
 - ・ 住民等の主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
 - ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催

- 地域福祉を推進する人材の養成

(4) その他

5. 市政懇談会からの意見・要望

平成 18 年度から 19 年度にかけて市政懇談会を実施した結果について、地域福祉に関連する住民の意見や要望、地域の課題は次の通りであり、今計画期間で対応できないものは長期的に対応を図ります。

(1) 住民参加による地域福祉の推進

情報提供について

<平成 18 年度>

- ひとり暮らしや目の不自由な方の多くが無線を聞いてまちの情報を得ていたが、合併後はなくなってしまった。広報紙を出すだけで十分なのだろうか。
- 合併後は、防災無線戸別受信機の使用頻度があまりに使用頻度が減ってしまった。もっと有効活用をお願いしたい。

<平成 19 年度>

- 子ども会に呼び掛けをする際、どこの地区に子ども会があるのか、誰が代表者なのかかわからない。担当部署を教えてください。
- 地域の文化活動の発展のため、地域に密着した広報活動の充実をお願いしたい。
- 視覚に障害のある方や高齢者のための広報紙等の音訳テープ利用拡大を促すため、必要とするすべての住民に広報PRをお願いしたい。

ボランティア活動について

<平成 18 年度>

- 定年退職した人たちにどう呼びかけ、ボランティア団体として育成していくのか、また、小さな団体に対する考え方について見解をお聞かせ頂きたい。
- 団塊の世代の人たちが大量に退職するが、この人たちが培ってきたノウハウを市の活性化に生かすための方策を考えてほしい。
- ボランティア活動における事故責任の判例を確認して、保護者の責任についても認識させてほしい。

<平成 19 年度>

- 部活動の中心となる先生が少なくなっているが、外部コーチを広く募集し、その情報を学校で共有してはどうか提案する。
- 先駆的な朗読グループの視察、市内朗読団体との交流、中級以上の朗読講座を設けてほしい。

(2) 利用者中心の福祉サービスの提供

行政サービスについて

<平成 18 年度>

- 行政サービスについては、住民の側に立った柔軟な対応をお願いしたい。
- プライバシーよりも、困っている人や地域の立場に立って考えてほしい。

<平成 19 年度>

- 常時、家庭児童相談員にいてほしい。
- 家庭相談員の増員と相談室の環境整備をお願いしたい。
- 子育て支援の一番の解決策として、児童館を何らかの形でつくってほしい。
- 母子家庭の自立支援のため、求職活動時期も含めて、時期を問わず保育所に入所できるようにしてほしい。
- 放課後児童クラブで、子どもが2人以上になると費用に負担が大きいので、各家庭の所得によって軽減を図るなどの配慮をしてほしい。
- 市では、行政、福祉、交通、障害者に関する相談が別々に行われているが、それらの連携を図りながら、総合的な相談の実施について検討してほしい。

(3) 健康と生きがいづくりの推進

健康づくりについて

<平成 18 年度>

- ボランティアと行政とのかかわりを持ちながら、住民の健康寿命を延ばす施策を推進してほしい。
- 働き盛りの人が急に命を落としたり重い病気になったりするケースが多くあるが、住民に身近な健康空間 21 のような施策を期待する。
- ひとり暮らしの老人に何かあったとき、どこに連絡したらよいのか。

<平成 19 年度>

- 食生活改善推進員が高齢化しているので、養成講座の開催をお願いしたい。
- シルバーリハビリ体操の参加者に事故等が発生した場合の対応について。
- 健康推進員協議会が今後どうなっていくのかお伺いしたい。

医療体制について

<平成 18 年度>

- 救急車が到着するまで何分かかるのか。消防署が遠いため、心配なので教えてほしい。

<平成 19 年度>

- 昔のように往診してくれるお医者さんが少なくなった。今後、昔のお医者さんのような診療所があってもよいのではないかと思う。

(4) 地域で支えあう体制の充実

団体への支援について

<平成 18 年度>

- 高齢者クラブに対して、今後も助成金等の支援をお願いします。
- 以前、青年会議所の青年団などが中心となって男女の出会いのための行事をしていたが、出会いのきっかけをつくる組織が必要だと思う。

<平成 19 年度>

- 放課後は、部活動の時間を社会教育の場に振り分けて、いろいろな地域の人たちとつながりを深めたりするなど、もっと活動の場を広げていってもよいのではないかと思う。
- 各団体が一堂に会し、日ごろの活動についての考えを述べたり、情報を交換したりする市全体の研修交流会を開催してはどうか。
- 区長になる人がいなくなっているため、班長が持ち回りで区長をしているが、皆さん仕事を持っていて忙しい。区の集まりを土曜日か日曜日に開催できないか。

施設について

<平成 18 年度>

- 岩間の庁舎を、行政だけでなく、住民にも利用させてください。
- ボランティアセンターの設置を要望する。
- 福祉センターいわまを会議室として利用したり、いこいの家「はなさか」と巡回バスで結んだりするなど、福祉センターの有効利用を提案する。
- 親子で気軽に出かけられる児童館のような場所をつくってほしい。

<平成 19 年度>

- 学校の空き教室を、児童館や地域子育て支援センターとして利用してほしい。
- 福祉施設への指定管理者制度の導入について、今後の方向性をお尋ねしたい。
- フレンドリーパークは、年何回刈ってもらえるのか伺いたい。
- 市内にはフットサルやスナッグゴルフの練習所が不足している。芝生グラウンド、広場の増設をお願いしたい。
- まちづくり教室の連絡や意見交換の場として、空き店舗等を利用した拠点づくりに協力願いたい。
- 活動団体の拠点づくりについては、既存の空き家を活用するなど、市が主体となって数か所に設置するなど臨機応変に考えてほしい。
- 岩間支所、笠間支所の空きスペースを活用させてほしい。
- 畜産試験場跡地をコミュニティ広場として県から借りてほしい。

公民館活動について

<平成 18 年度>

- 地区の公民館単位で、誰もが参加できる健康体操などを含めた健康増進システムの構築をお願いします。
- 地区の公民館がそれぞれ良くなれば、市全体の活性化にもつながる。地区公民館の予算については、今まで通りの措置をお願いします。

<平成 19 年度>

- 今年のふるさと友部まつりは公民館で行われたが、集まった人たちから「もっと広い場所で行ってほしい」という声が多くあった。

(5) 安全で住みよいまちづくりの推進

移動について

<平成 18 年度>

- 高齢者は車の運転ができない。福祉バスが巡回するようにして頂きたい。
- 合併前は区の行事に町有バスを利用できたが、合併後は市主催の行事に限られている。従来通り利用できるよう、利用基準を見直してほしい。
- 福祉バスの運行区域の拡大や、高齢者のための市内循環型バスの運行を検討されたい。

<平成 19 年度>

- シルバーリハビリ体操に参加する高齢者の交通手段を検討してほしい。
- 市内の遊具の安全について、行政と地域が一緒になって点検してはどうか。

道路の安全について

<平成 18 年度>

- 道路が狭いので、通学時の安全の意味も含めて、整備をお願いしたい。
- 災害や緊急時に消防車、救急車が通行できるよう、拡幅と舗装をお願いします。

<平成 19 年度>

- 歩行者の安全を確保するため、道路両側の白線の整備をお願いしたい。
- 通学路を含めて街路灯の増設と既存施設の維持管理をお願いしたい。
- 市内の生活道路を中心とした基盤整備をお願いしたい。そうした整備が、災害に強いまちづくりになると思う。
- 国道 50 号のトンネルの中が汚い、怖い、おまけに街灯も切れている。どこに相談したらいいのかわかならぬ。
- 児童がバス通学しているが、降ろすところの横断歩道に信号がないので設置をお願いしたい。

防犯について

<平成 18 年度>

- 通学路が比較的寂しく、踏み切りも渡るため、防犯灯の増設やスクールバスの運行、防犯カメラの設置などをお願いしたい。
- 子どもたちの防犯活動のために必要な予算的支援をお願いしたい。

<平成 19 年度>

- 「こどもを守る 110 番の家」の表示について、高齢者宅や昼間共働きで留守の家庭もあるので、状況を把握してほしい。また、家の前を通る子どもたちとの触れ合いを大切にしてほしい。

災害時対策について

<平成 18 年度>

- 非常災害時に高齢者などの弱者が避難する場合のマニュアルはあるのか。災害時に備えて、通行許可のマークやカードを配布してほしい。

<平成 19 年度>

- 高齢者や障害者の個人情報保護の観点から、災害時要援護者名簿の取扱いはどのようになるのか伺いたい。社会福祉協議会でも支援できるよう、ボランティア団体にも名簿をいただければ緊急災害時に有効だと思う。
- 今後の避難場所表示の方針について伺いたい。

(6) 人権擁護の推進

人権問題に関して

<平成 18 年度>

- 命の尊さについて教育の中に充分に取り入れて頂きたい。

<平成 19 年度>

- 人権擁護の日や人権週間などに、市で啓発資料等を用意してもらえないか。
- 人権擁護都市宣言を議会と共に行ってもらえないか。
- 個人情報保護の関係で、いろいろなことがスムーズにできなくなっている。個人情報保護条例に関する市の考え方について伺いたい。
- 市として、「地域活動における男女共同参画」についての啓発キャンペーンをする考えはあるか。あればどんなことから取り組むのか伺いたい。

(7) 計画の推進

住民と行政の協働について

<平成 18 年度>

- まちづくりについて、行政と住民が協働して行なう具体的な方法とは何か、お尋ねしたい。

<平成 19 年度>

- 協働を進める窓口を設けてほしい。
- 市の施策・事業の成果、有効性、課題等を評価し、将来に生かすことを目的とした政策評価を実施し、住民に公開してほしい。
- 行政のリードに従って住民が動くという習慣による市政が行政・住民の両方に残っているのではないかと感じることもある、住民協働とはどんなことと考えるのか。また、これによりどのような実りを期待しているのか伺いたい。

6. 住民意識調査の結果概要

平成 19 年7月～8月にかけて住民の方を対象で実施した、地域福祉に関する意識調査の主な結果について示します。

1. 調査の目的

アンケート調査は、笠間市の地域福祉計画策定の際の参考資料とするために実施しました。

2. 調査設計

- ・調査地域 : 笠間市全域
- ・調査対象者 : 18 歳以上の市民の方から無作為で抽出した 2,000 人
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 : 平成 19 年8月 10 日 (金) ～平成 19 年8月 23 日 (木)

3. 回収結果

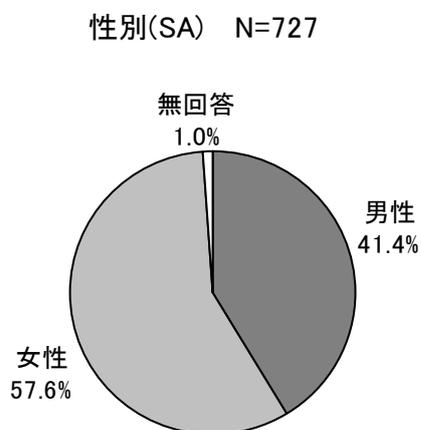
対象件数	回収件数	回収率
2,000 件	727 件	36.4%

4. 報告書を見る際の注意点

- (1) 図表の「N (Number of Case)」は、質問項目に対する回答者数を表しています。
- (2) 回答比率は百分率 (%) で表し、小数点第 2 位を四捨五入して算出するため、合計が 100%にならない場合があります。
- (3) 「SA (Single Answer)」は単数回答で、各設問について 1 つの選択肢のみの回答を示しています。
- (4) 「MA (Multiple Answer)」は複数回答で、各設問に対して 2 つ以上の選択肢を回答しています。
- (5) 質問項目に「あてはまるものすべてに○」または「主なもの 3 つまでに○」とあるものに関しては、1 人の回答者が複数の選択肢に回答することができる質問であるため、すべての回答比率を合計すると 100%を超える場合があります。

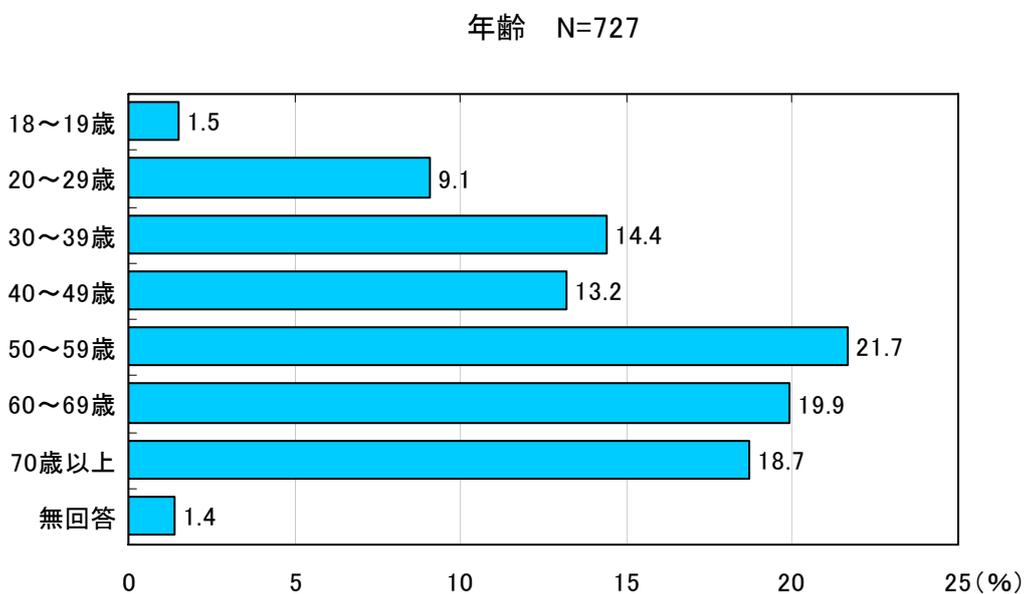
1. 回答者の性別

調査の回答者は、男性の約4割に対して、女性が6割近くとなっています。



2. 回答者の年齢

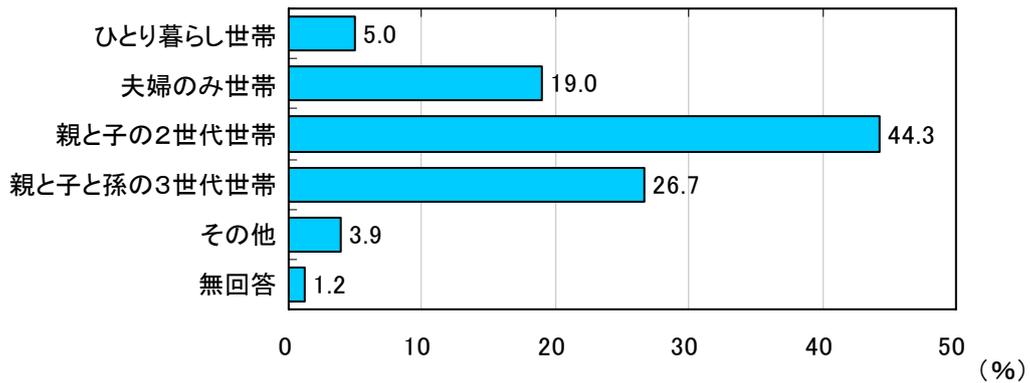
回答者の年齢は、50歳代が2割を超えてもっとも多く、また、50歳以上の世代が全体の6割近くを占めています。



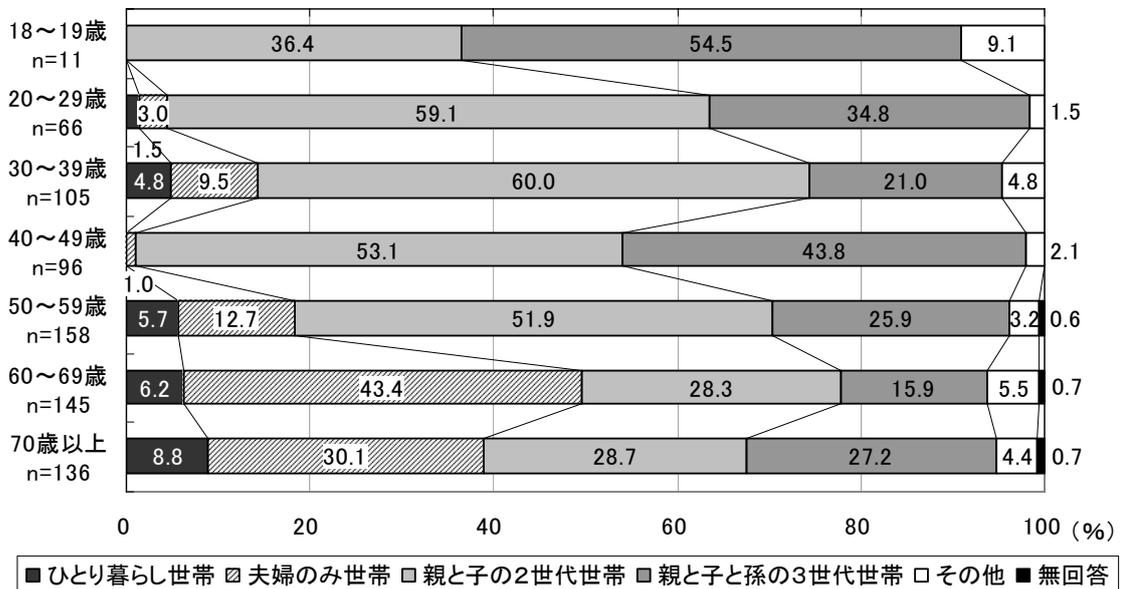
2. 世帯構成

世帯構成は、「親と子の2世代世帯」が4割以上、次いで「親と子と孫の3世代世帯」が3割近くとなっています。また、50歳以上の世帯では、「ひとり暮らし世帯」又は「夫婦のみ世帯」の割合が半数近くに達しています。

世帯構成(SA) N=727



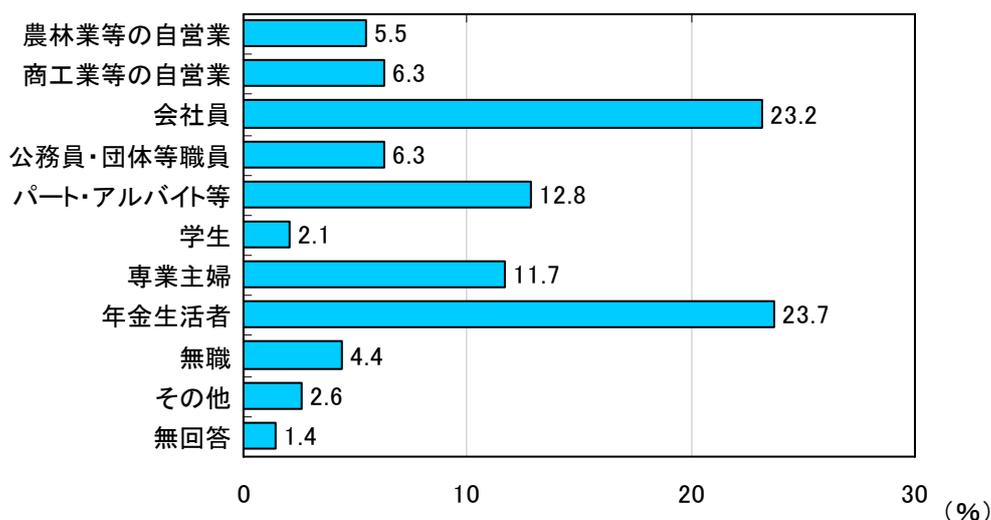
世帯構成と年代



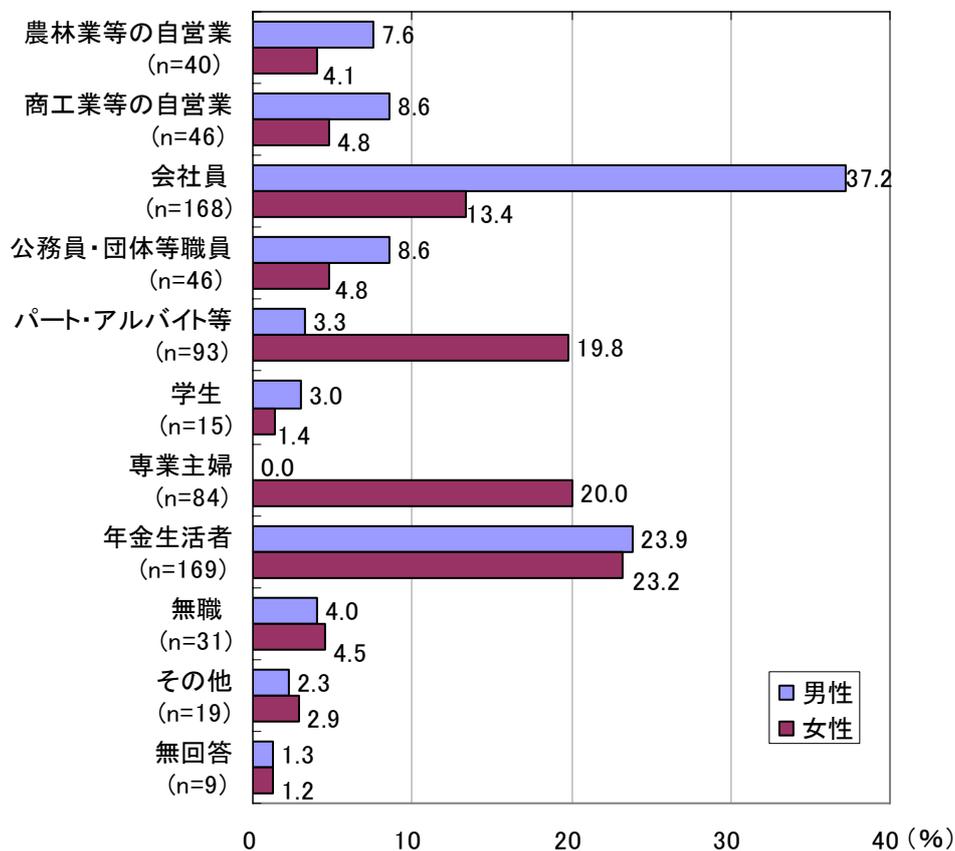
3. 職業

回答者の職業は、「年金生活者」と「会社員」が共に2割以上、次いで「パート・アルバイト等」と「専業主婦」が1割以上となっています。また、「会社員」は男性が4割近く、「パート・アルバイト等」は女性が約2割で、「年金生活者」には男女差がほとんどありません。

職業(SA) N=727



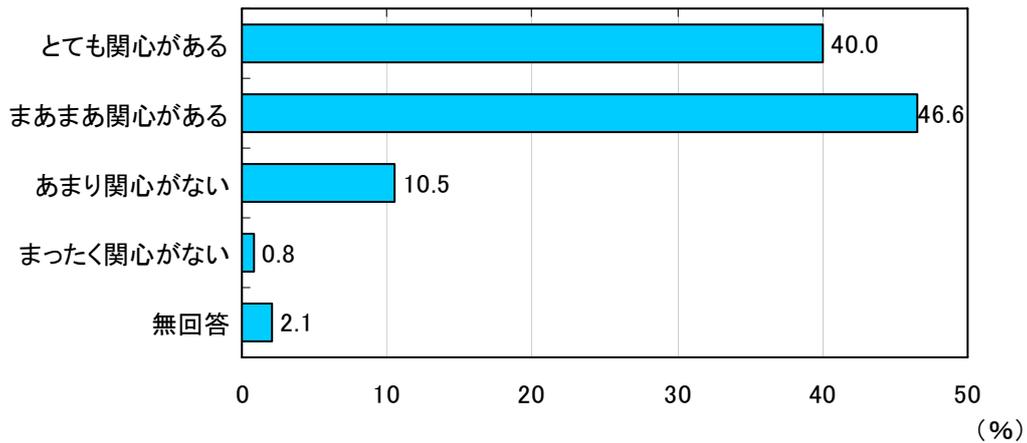
職業と性別



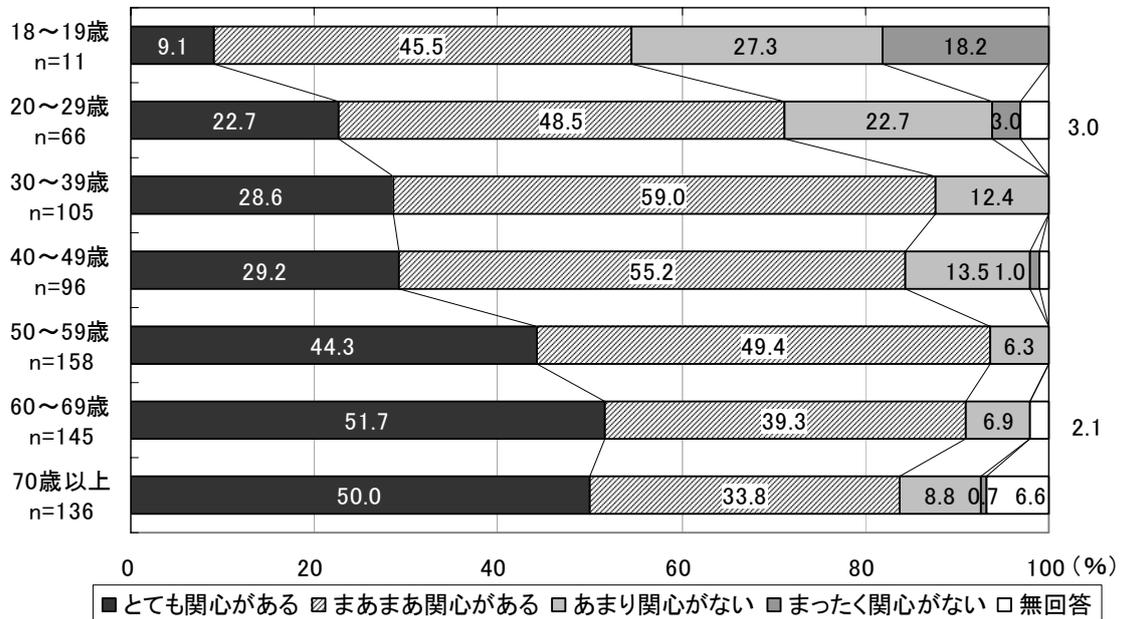
4. 福祉への関心

福祉への関心については、「とても関心がある」が4割、「まあまあ関心がある」を含めて、9割近い人が関心を示しており、60歳以上の年代では、「とても関心がある」割合が5割を超えています。

福祉への関心(SA) N=727



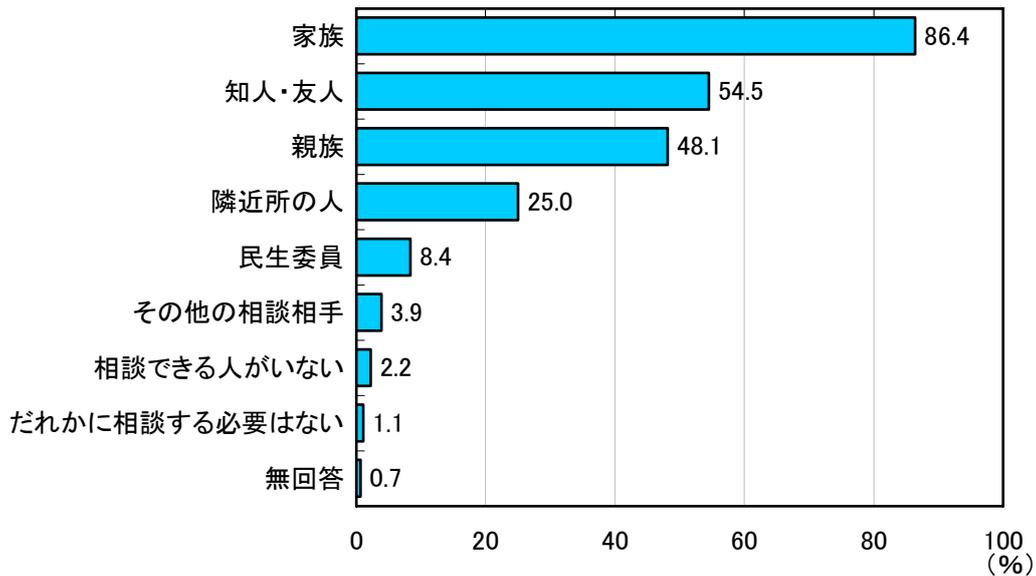
福祉への関心と年代



5. 困ったときの相談相手

困ったときの相談相手は、家族が9割近くでもっとも多く、次いで「友人・知人」、「親族」が約半数となっています。また、40歳以上の年代では「隣近所の人」の割合が比較的高く、70歳以上では「民生委員」の割合が高くなっています。

困ったときの相談相手(MA) N=727



困ったときの相談相手と年代

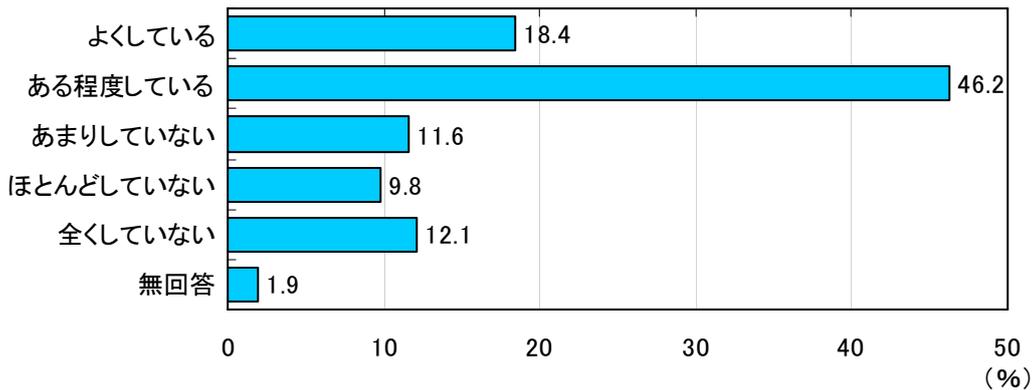
	家族	親族	隣近所の人	知人・友人	民生委員	その他の相談相手	相談できる人がいない	だれかに相談する必要はない	無回答
18～19歳 n=11	72.7	18.2	18.2	45.5	-	-	-	27.3	-
20～29歳 n=66	86.4	28.8	3.0	63.6	-	-	1.5	1.5	1.5
30～39歳 n=105	88.6	41.0	10.5	69.5	3.8	2.9	2.9	-	-
40～49歳 n=96	87.5	40.6	29.2	65.6	3.1	7.3	3.1	-	1.0
50～59歳 n=158	85.4	52.5	26.6	60.1	5.1	6.3	1.9	1.3	-
60～69歳 n=145	87.6	52.4	29.7	50.3	8.3	3.4	2.1	0.7	1.4
70歳以上 n=136	85.3	60.3	36.8	30.9	24.3	2.2	1.5	0.7	0.7
合計	86.5	48.0	24.8	54.8	8.4	3.9	2.1	1.1	0.7

(%)

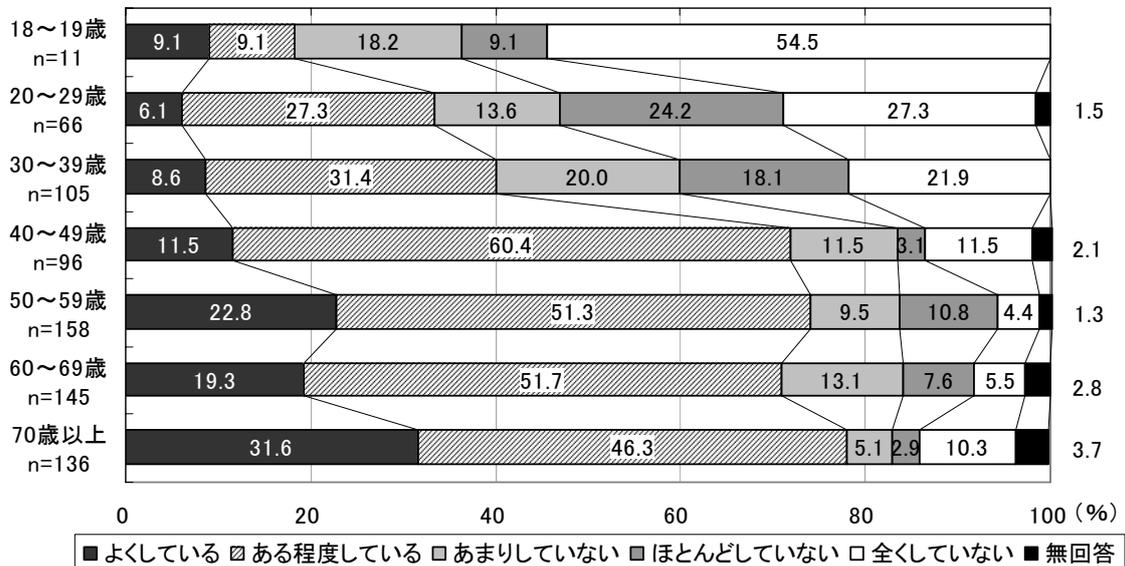
6. 地域行事への参加

地域行事への参加は、「よくしている」が2割、「ある程度している」を含めると6割以上の方が参加していると回答しています。また、ある程度以上参加している人の割合は40歳以上の年代で高くなっています。

地域行事への参加(SA) N=727



地域行事への参加と年代

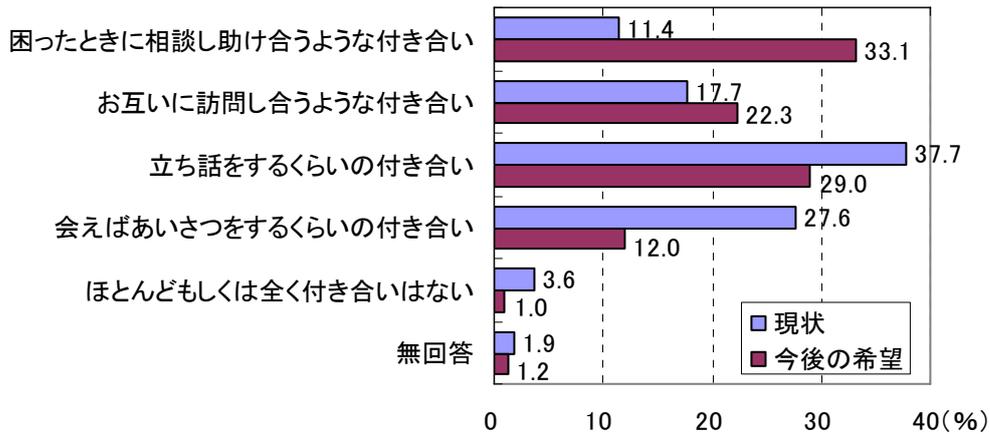


7. 近所付き合い

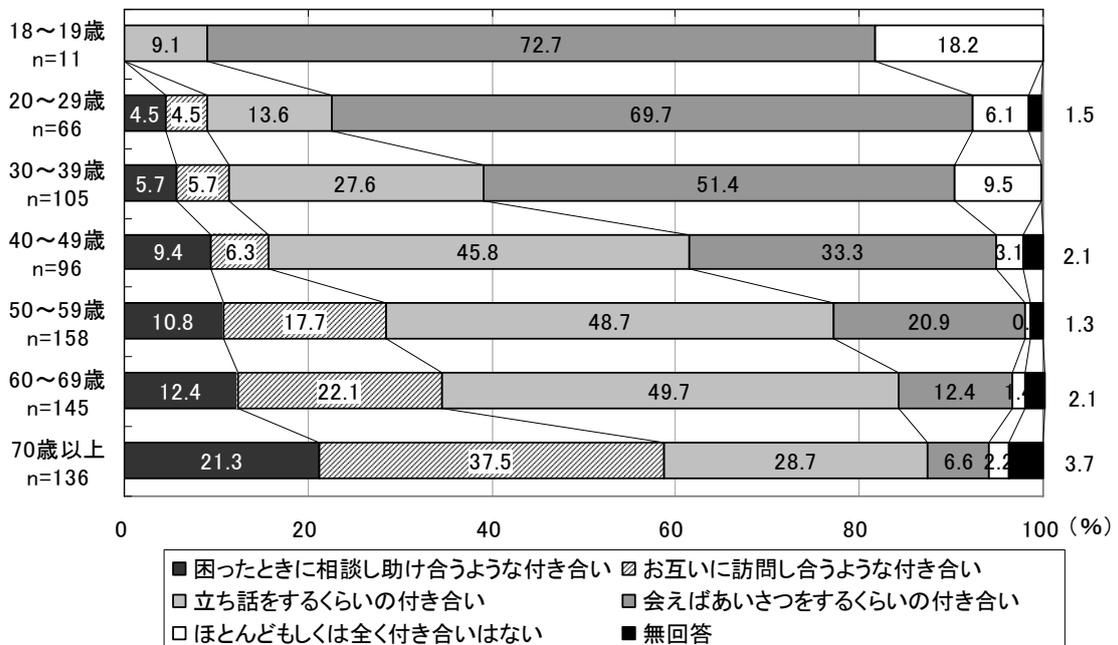
近所付き合いについて、現状では「立ち話をするくらいの付き合い」や「会えばあいさつをするくらいの付き合い」が多いが、今後の希望として「困ったときに相談し助け合うような付き合い」を望む割合が3割を超えています。

また、ふだんの近所付き合いについては、年代が高くなるほど、親密な近所付き合いの割合が高くなっています。

近所付き合い(SA) N=727

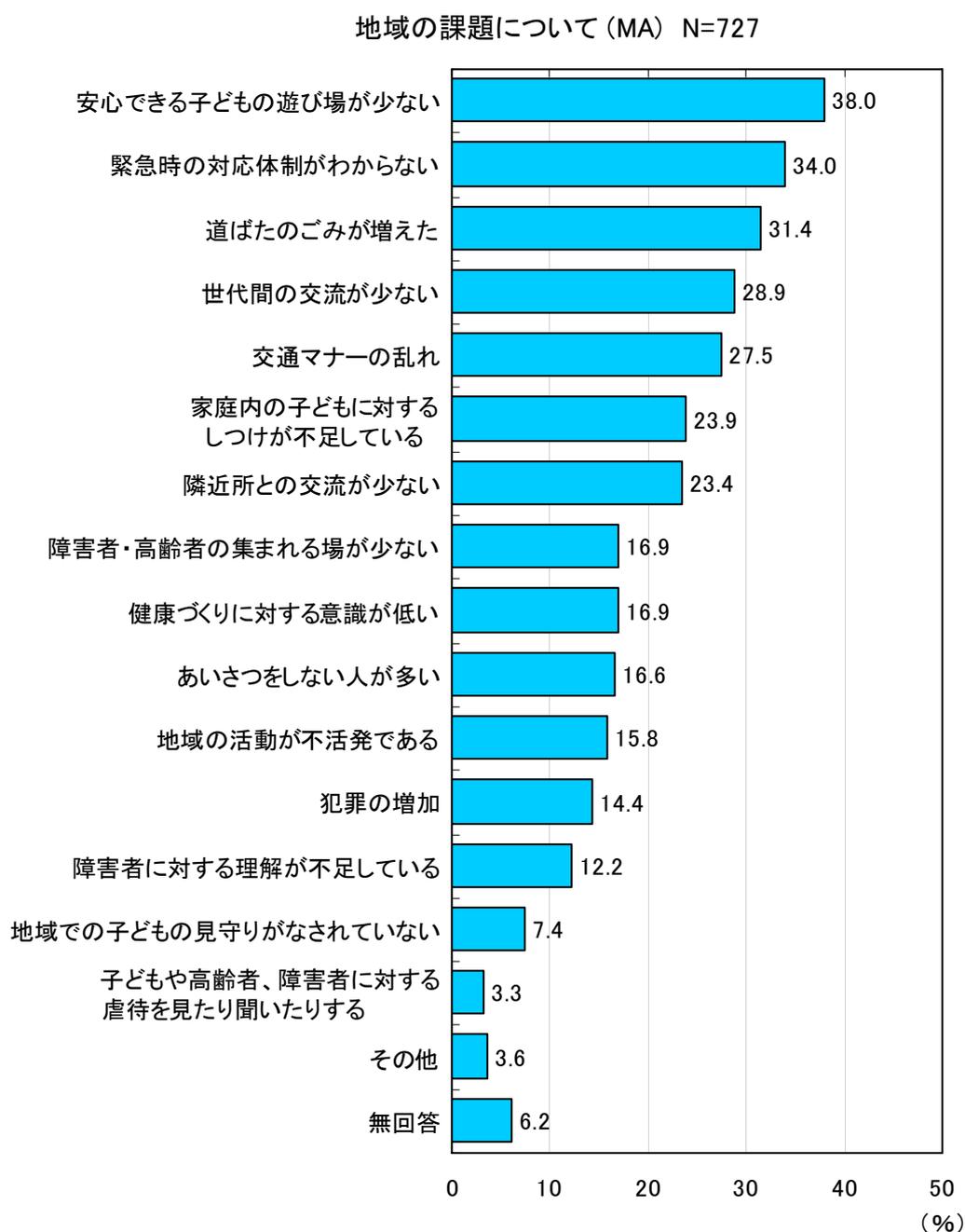


ふだんの近所付き合いと年代



8. 地域の課題

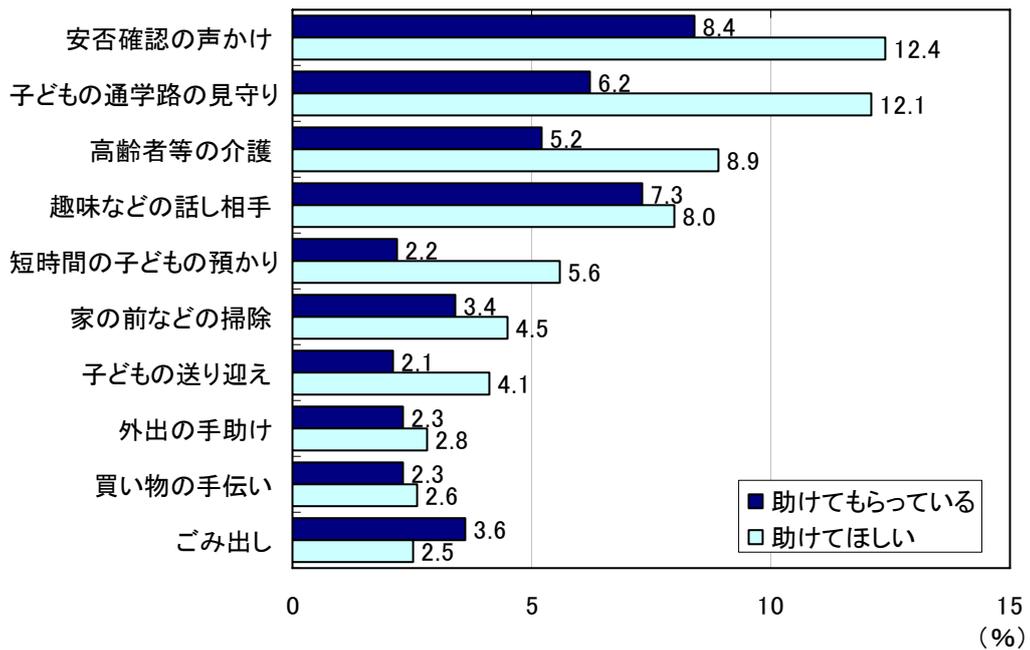
地域の課題については、「安心できる子どもの遊び場が少ない」が約4割と多く、次いで「緊急時の対応体制がわからない」及び「道ばたのごみが増えた」が3割以上、さらに「世代間の交流が少ない」、「交通マナーの乱れ」、「家庭内の子どもに対するしつけが不足している」、「隣近所との交流が少ない」などが2割以上となっています。



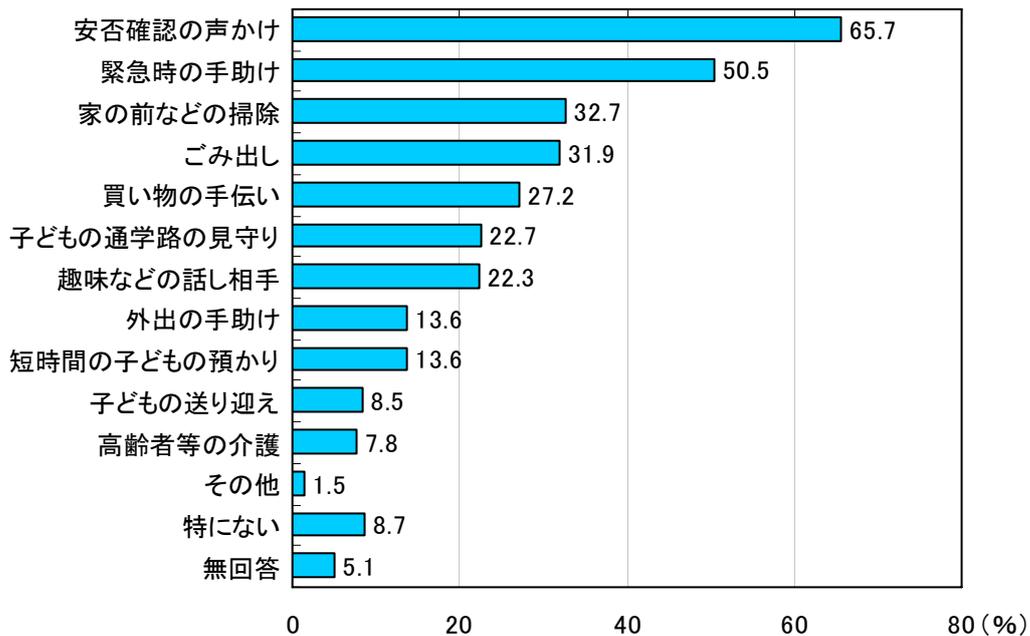
9. 必要な支援・手助け

必要な支援・手助けの現状としては、「安否確認の声かけ」、「趣味などの話し相手」、「子どもの通学路の見守り」、「高齢者の介護」などが比較的高く、今後助けてほしいことでも、これらへの希望が高くなっています。また、可能な支援・手助けと・手助けとしては、「安否確認の声かけ」や「緊急時の手助け」が多くなっています。

必要な支援・手助け(SA) N=727



可能な支援・手助け(MA) N=727

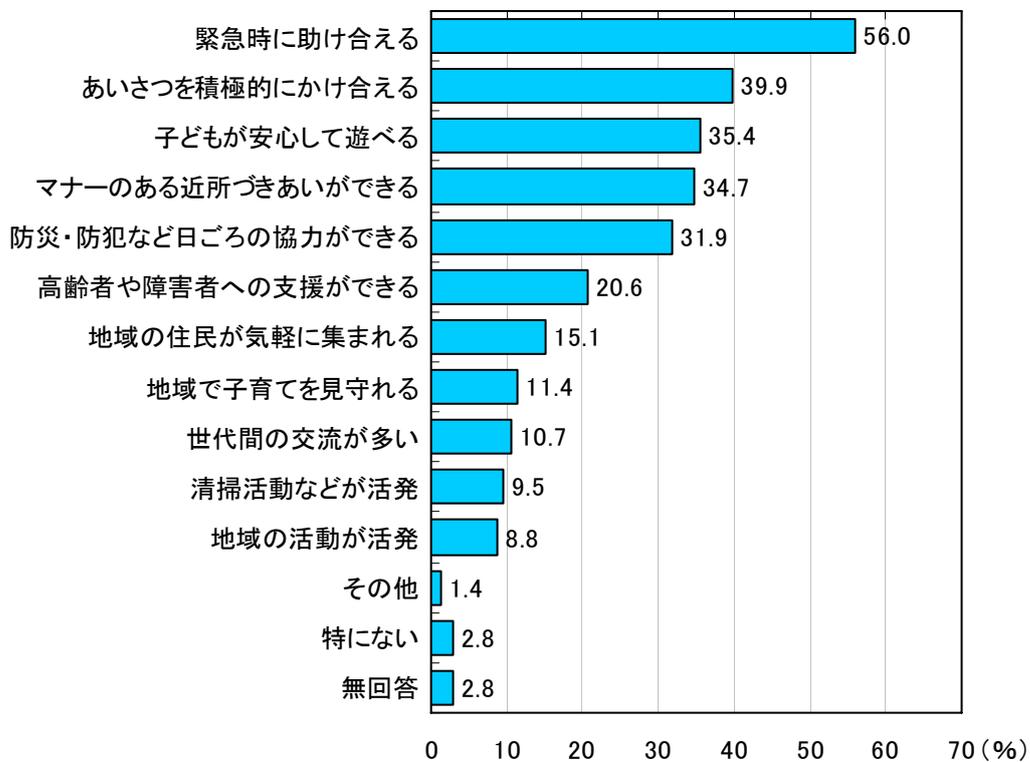


10. 地域に望むこと

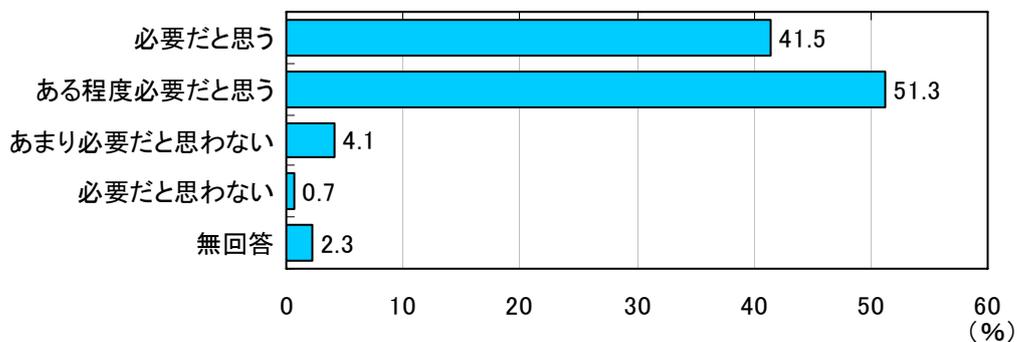
地域に望むことに関しては、「緊急時に助け合える」が5割を超えてもっとも多く、次いで「あいさつを積極的にかける」が約4割、「子どもが安心して遊べる」、「マナーある近所づきあいができる」、「防災・防犯など日ごろの協力ができる」などが3割以上となっています。

また、住民相互の協力について、「必要だと思う」人が4割以上、「ある程度必要だと思う」も含めて、必要性を感じている人が9割以上となっています。

地域に望むこと(MA) N=727



住民相互の協力(SA) N=727

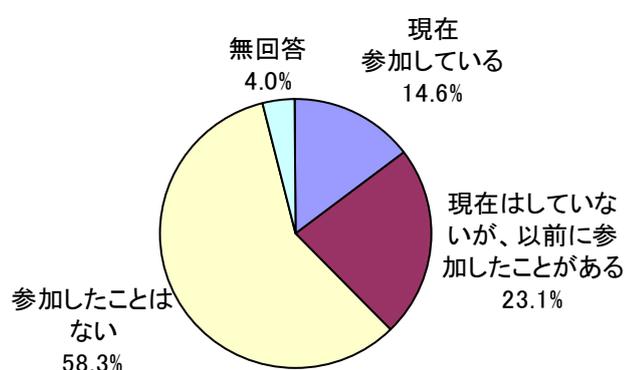


11. ボランティアへの参加状況

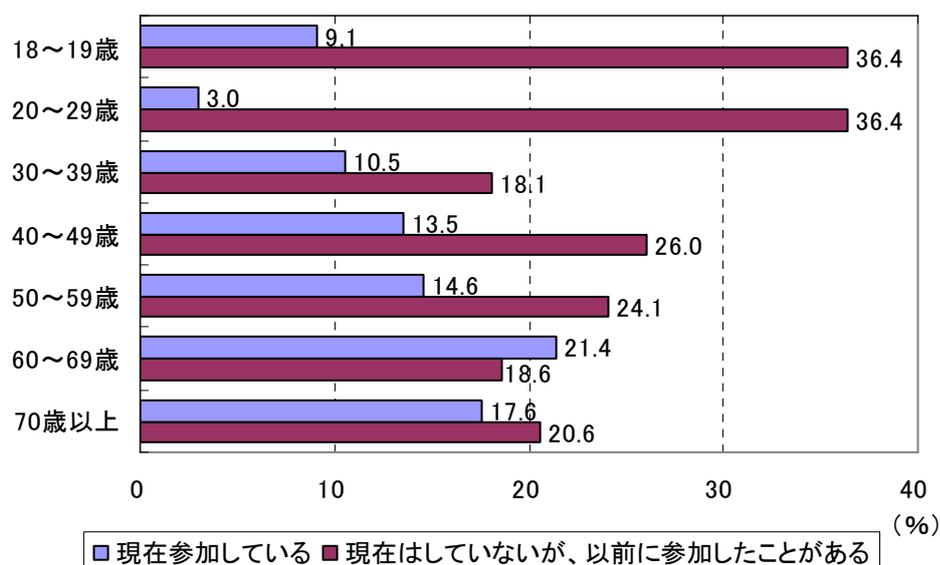
ボランティアへの参加は、「現在参加している」が約 15%、「現在はしていないが、以前に参加したことがある」人も含めると、約 4 割の人に参加経験があります。

また、年代との関連では、若い年代に、以前に参加した経験が多く、60 歳代をピークに年代が高いほど「現在参加している」割合が高くなっています。

ボランティアへの参加状況 N=727



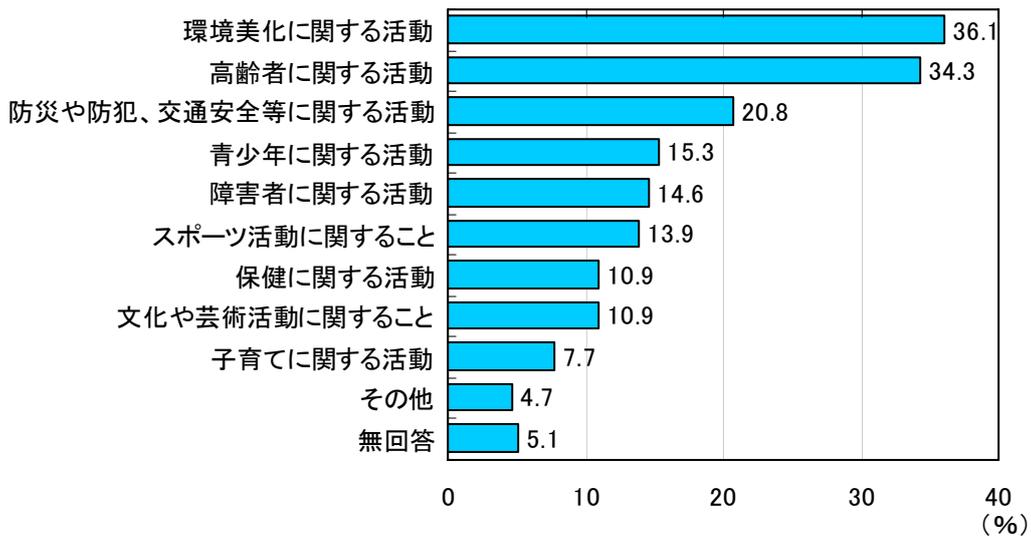
ボランティアへの参加状況と年代



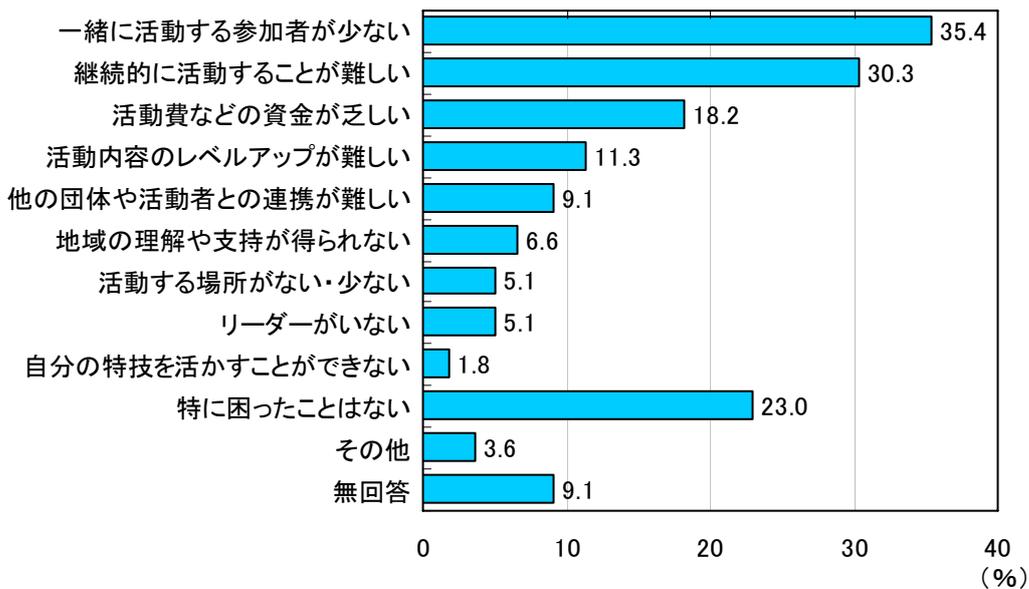
12. ボランティア活動の内容

参加したボランティア活動の内容は、「環境美化に関する活動」及び「高齢者に関する活動」が3割を超え、次いで「防災や防犯、交通安全等に関する活動」が約2割となっています。また、「一緒に活動する参加者が少ない」、「継続的に活動することが難しい」などがボランティア活動で困ったこととして挙げられています。

ボランティア活動の内容(MA) N=274



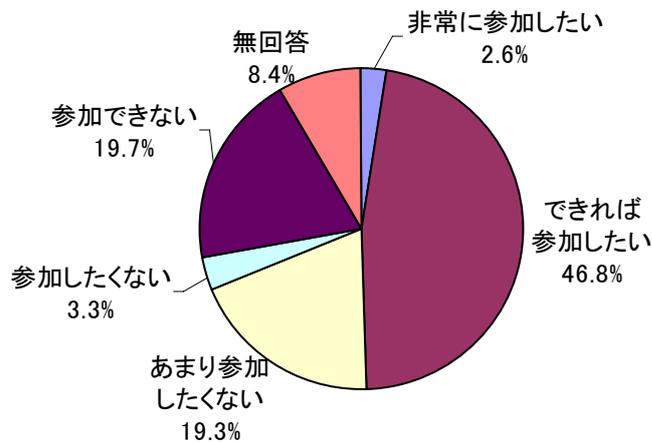
ボランティア活動で困ったこと(MA) N=274



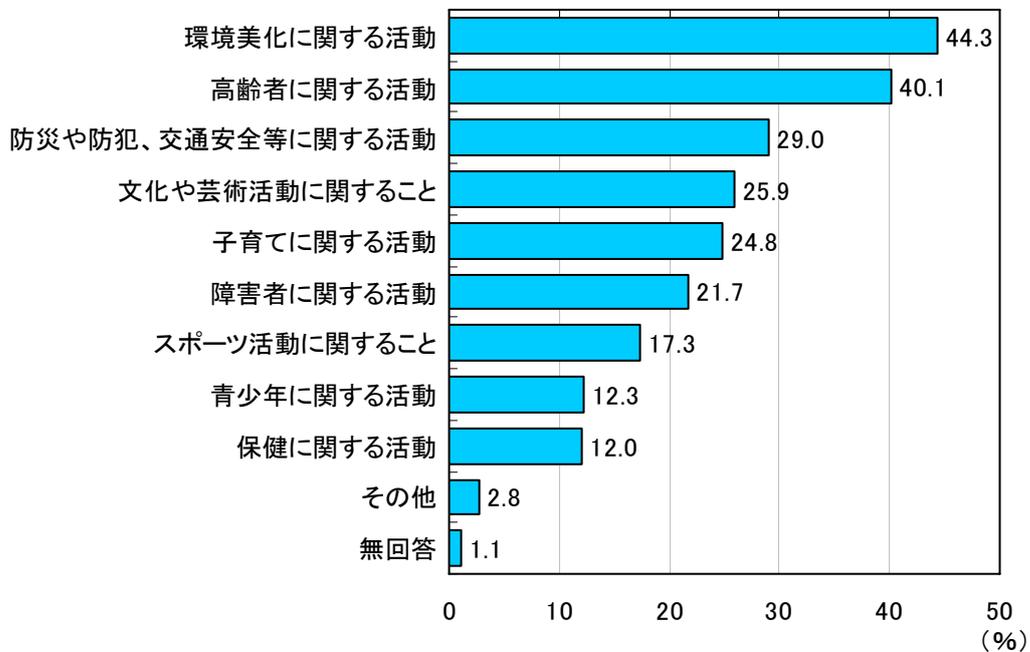
13. 今後のボランティア活動

今後のボランティア活動への参加については、「非常に参加したい」及び「できれば参加したい」をあわせて約5割の人が参加への意向を示しています。また、希望する活動内容は、「環境美化に関する活動」と「高齢者に関する活動」が4割以上、次いで「防災や防犯、交通安全等に関する活動」が約3割となっています。

ボランティアへの参加意向 N=727



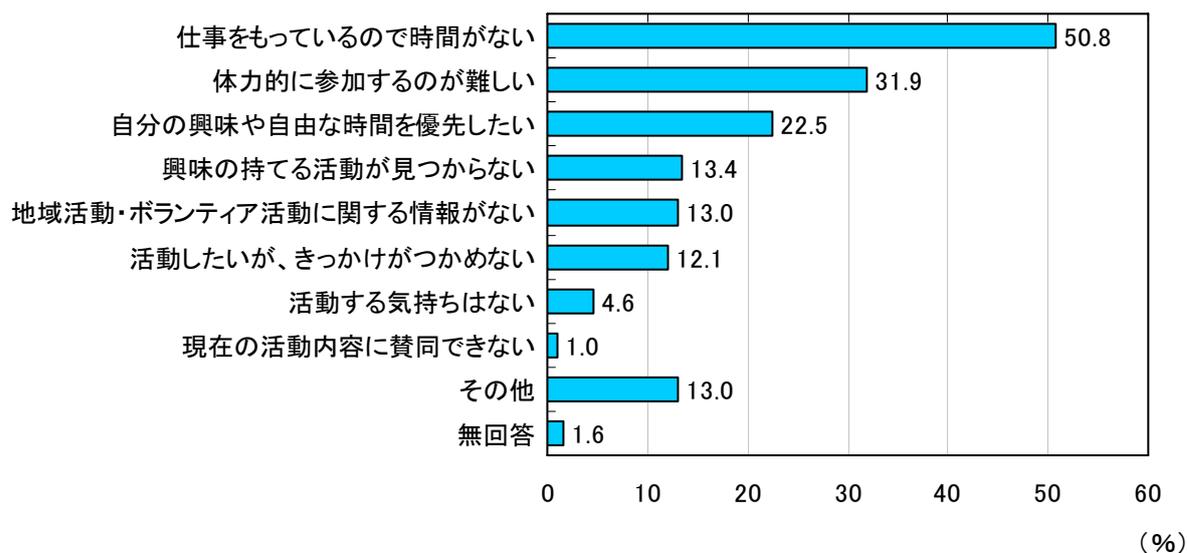
希望するボランティア活動(MA) N=359



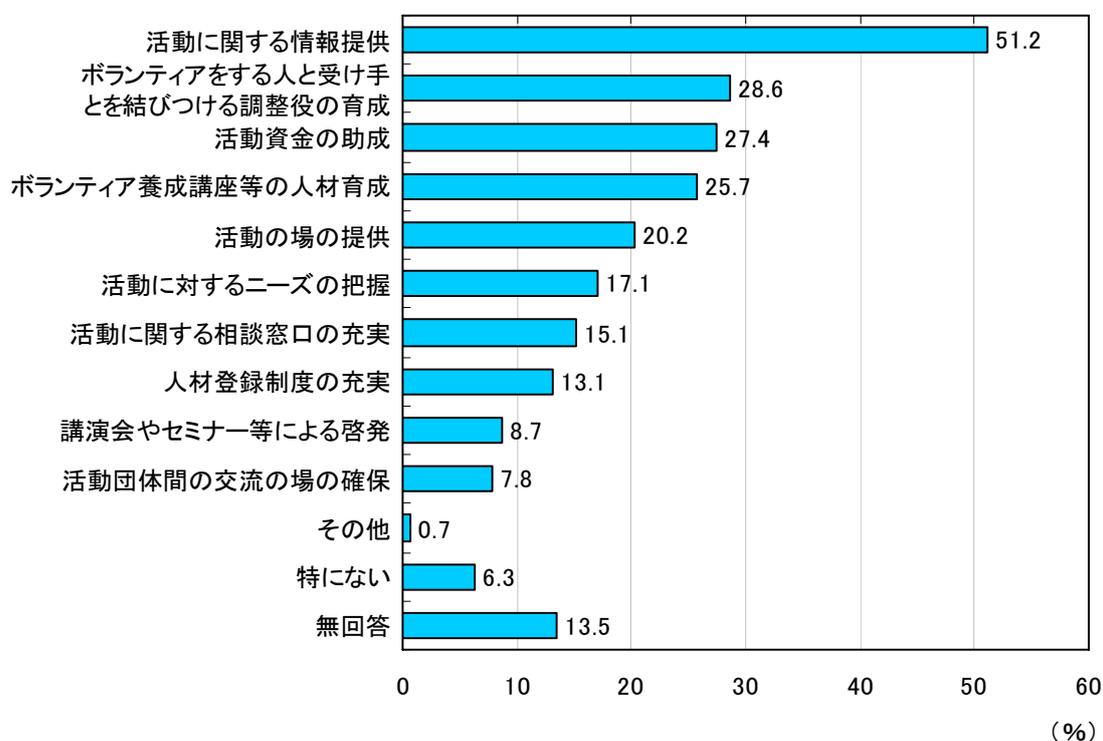
14. ボランティア活動に必要なこと

ボランティア活動に不参加の理由としては、「仕事をもっているので時間がない」が約5割、次いで「体力的に参加するのが難しい」が約3割となっています。また、今後活性化のために必要な取り組みとしては、「活動に関する情報提供」が5割を超えています。

ボランティア活動に不参加の理由(MA) N=307



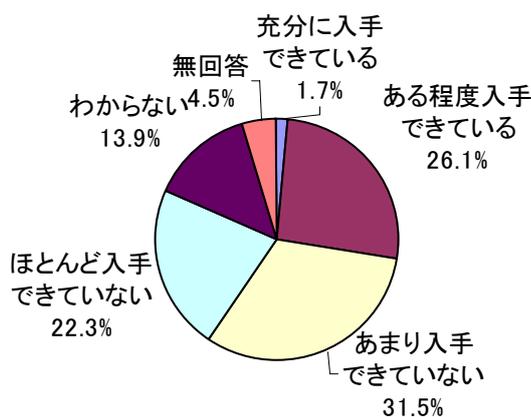
ボランティア活動活性化のための取り組み(MA) N=727



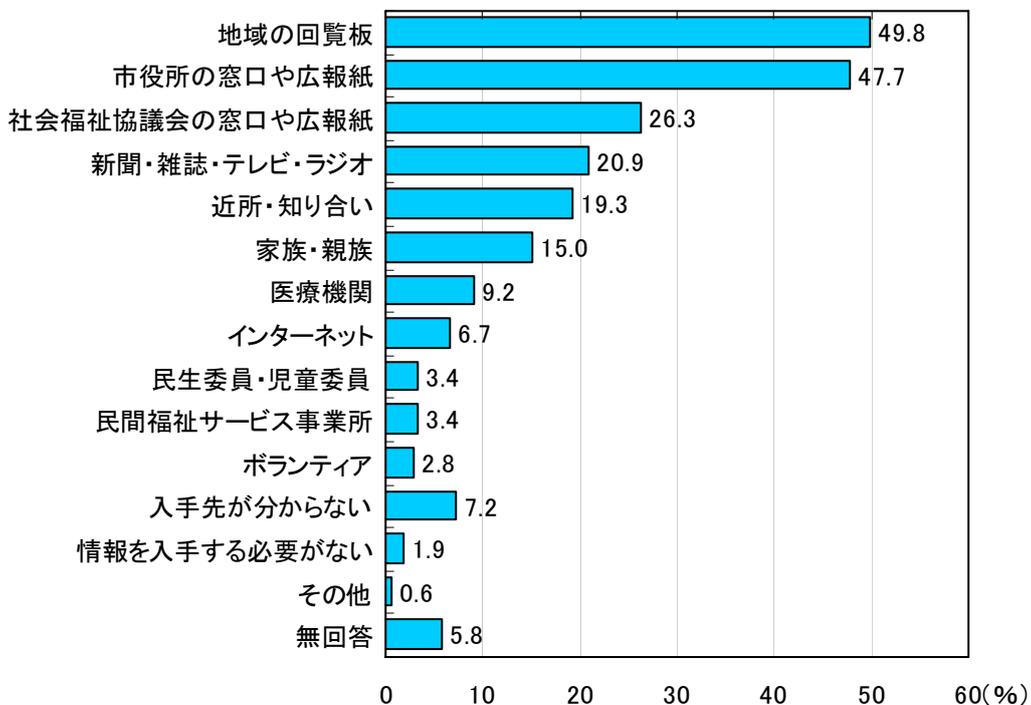
15. 福祉サービスに関する情報

福祉サービスの情報について、「充分に入手できている」及び「ある程度入手できている」をあわせて、入手できていると回答した人は3割以下となっています。また、情報入手源としては、「地域の回覧板」及び「市役所の窓口や広報紙」が共に5割近くを占めています。

福祉サービス情報の入手状況 N=727



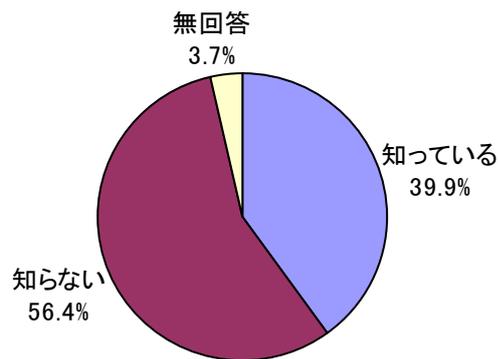
福祉サービスの情報入手源(MA) N=727



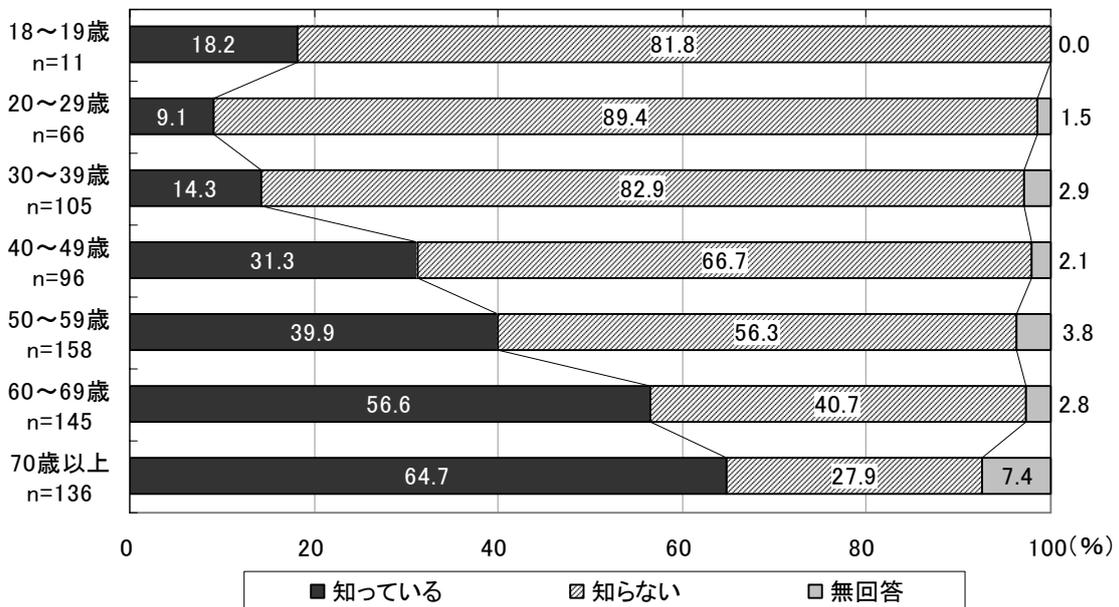
16. 民生委員について

民生委員について、「知っている」が約4割に対して、「知らない」が約6割と多数を占めています。また、年代が上がるほど「知っている」割合が高くなり、60歳代以上では過半数の人が「知っている」と回答しています。

民生委員の認知度 N=727



民生委員の認知度と年代

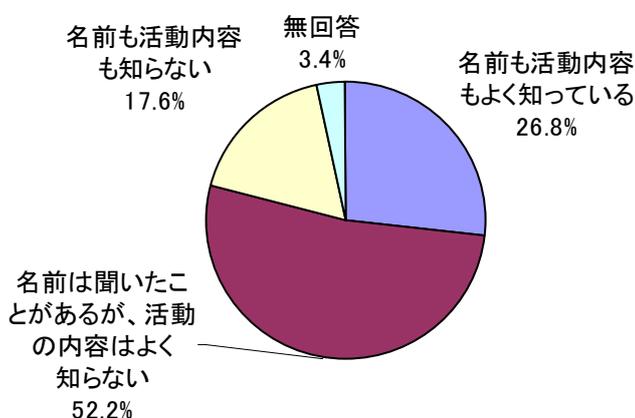


17. 市社会福祉協議会について

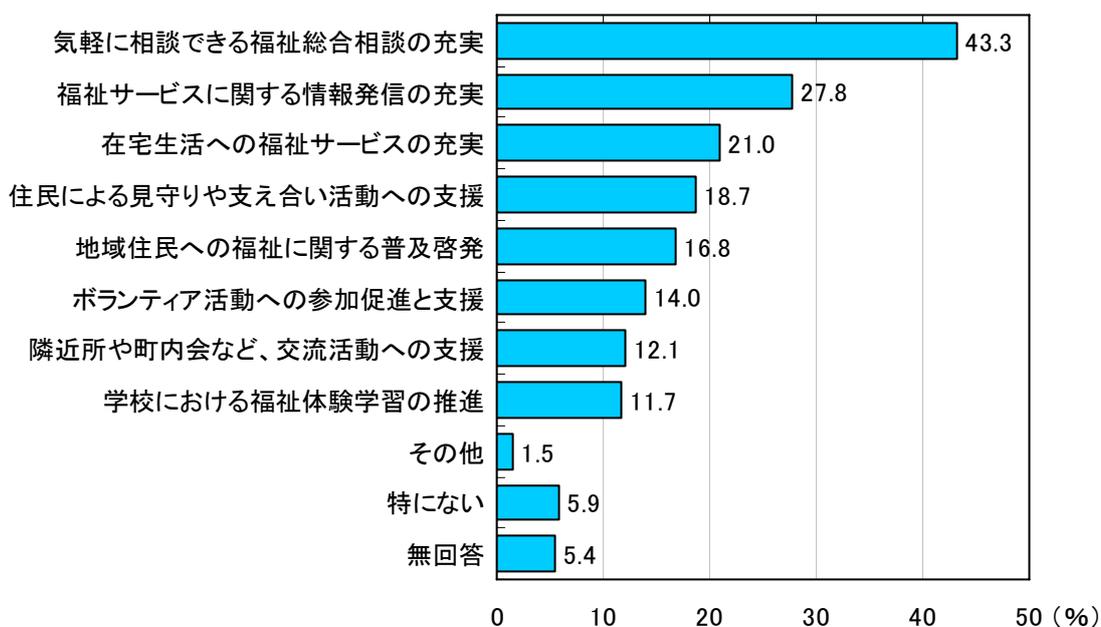
市社会福祉協議会については、「名前も活動内容もよく知っている」人は3割以下で、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」という人が5割以上となっています。

今後の市社会福祉協議会への希望としては、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が4割以上、次いで「福祉サービスに関する情報発信の充実」が3割近くなどとなっています。

社会福祉協議会の認知度 N=727



社会福祉協議会への希望(MA) N=727

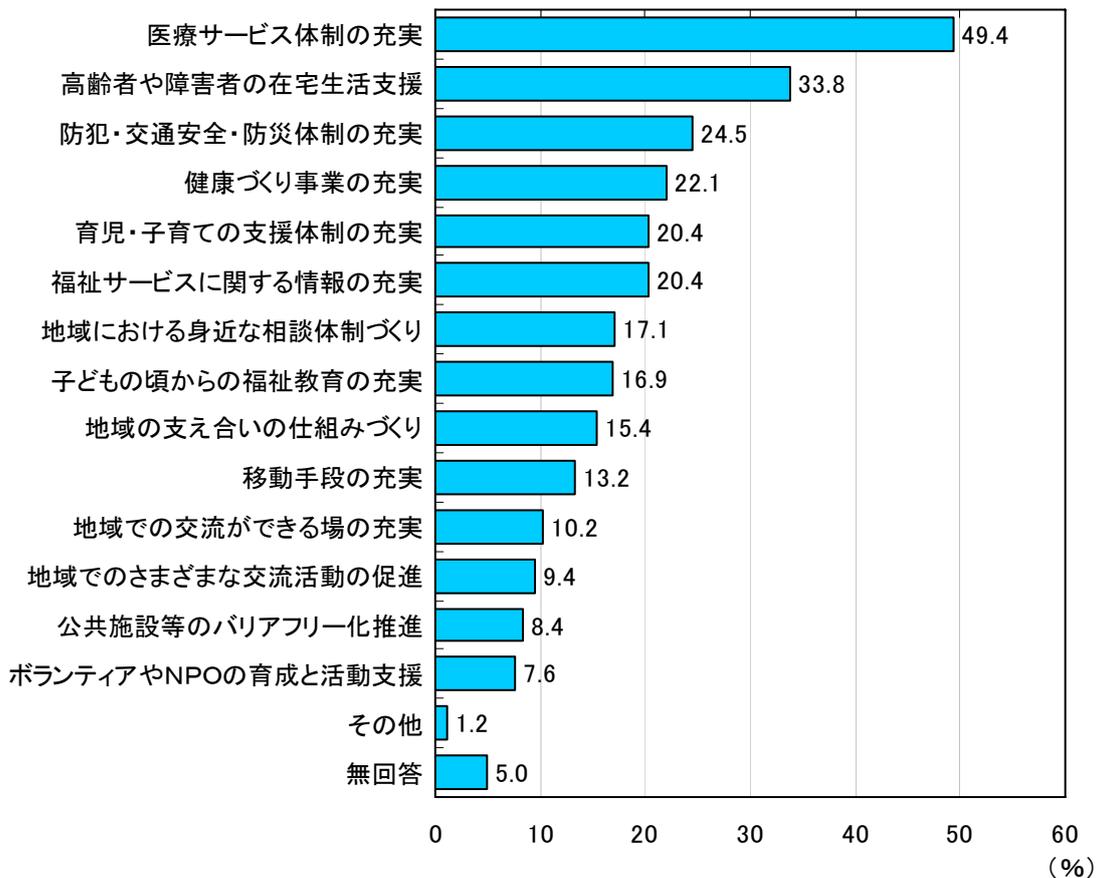


※市社会福祉協議会では生活保護などの相談は受けているが、総合相談は業務として実施していない。

18. 地域福祉の推進に必要な施策

今後、市の地域福祉の推進に必要な施策としては、「医療サービス体制の充実」への要望が約5割でもっとも多く、次いで「高齢者や障害者の在宅生活支援」が3割以上、「防犯・交通安全・防災体制の充実」、「健康づくり事業の充実」、「育児・子育て支援体制の充実」、「福祉サービスに関する除法の充実」などが2割以上となっています。

地域福祉の推進に必要な施策(MA) N=727



「笠間市地域福祉計画」

平成20年3月

笠間市役所 福祉部 社会福祉課

茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL : 0296-77-1101 FAX : 0296-78-0612